

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【事業年度】	第14期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
【会社名】	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社
【英訳名】	Morgan Stanley MUF G Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 浩四郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
【電話番号】	03 - 6836 - 5000
【事務連絡者氏名】	取締役 佐藤 保雄
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
【電話番号】	03 - 6836 - 5000
【事務連絡者氏名】	取締役 佐藤 保雄
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
営業収益 (百万円)	114,143	120,250	126,335	117,038	120,617
純営業収益 (百万円)	98,333	91,801	103,526	88,584	91,113
経常利益 (百万円)	35,330	33,718	42,506	28,508	31,511
当期純利益 (百万円)	20,416	21,970	29,017	19,677	21,295
資本金 (百万円)	62,149	62,149	62,149	62,149	62,149
発行済株式総数 (株)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
純資産額 (百万円)	146,010	152,883	166,587	173,591	177,815
総資産額 (百万円)	6,788,814	6,181,891	7,323,971	7,231,164	9,170,774
1株当たり純資産額 (円)	1,648,535.49	1,726,133.74	1,880,859.64	1,959,935.17	2,007,631.21
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	115,325.00 (0.00)	124,107.00 (55,237.00)	163,910.00 (104,130.00)	222,305.00 (83,400.00)	240,580.00 (53,950.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	230,648.45	248,204.96	327,815.04	222,301.08	240,578.52
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(注1) (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	2.1	2.4	2.2	2.4	1.9
自己資本利益率 (%)	13.62	14.70	18.16	11.34	11.98
自己資本規制比率(注2) (%)	324.4	399.5	372.0	338.1	328.6
株価収益率(注3) (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	50.0	50.0	50.0	100.0	100.0
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	74,090	55,584	39,545	276,674	47,624
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	4	-	1	3	1
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	210,642	1,633	127,055	245,198	106,456
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	311,887	367,432	295,525	264,319	206,727
従業員数(注4) (人)	681	656	649	683	700
株主総利回り(注5) (%)	-	-	-	-	-
(比較指標)(注5) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価(注5) (円)	-	-	-	-	-
最低株価(注5) (円)	-	-	-	-	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 各期末日後の配当支払による社外流出を考慮し、期末の自己資本規制比率を計算しています。それぞれの社外流出額は、2015年3月期で10,208百万円、2016年3月期で6,096百万円、2017年3月期で5,291百万円、2018年3月期で12,295百万円、2019年3月期で16,520百万円となります。

3. 株価収益率につきましては、株式が非上場であるため記載していません。

- 4．従業員数につきましては、使用人兼務役員 5 名及び契約社員12名を含んでおりません。
- 5．株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価につきましては、株式が非上場であるため記載しておりません。

## 2【沿革】

年月	沿革
1970年11月	Morgan & CIE International S.A.東京駐在員事務所を開設
1971年11月	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド東京駐在員事務所を開設
1984年4月	モルガン・スタンレー・インターナショナル・リミテッド(英領ケイマン諸島法人)東京支店開設
1984年5月	モルガン・スタンレー・インターナショナル・リミテッド東京支店証券業免許取得
1984年6月	日本証券業協会加入
1986年2月	東京証券取引所正会員権取得
1987年4月	大阪証券取引所正会員権取得
1988年1月	モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド(証券)へ商号変更
1989年4月	東京金融先物取引所会員権(清算会員)取得
1989年10月	名古屋証券取引所特別参加者取得
1991年5月	大阪支店設置
1993年12月	営業譲渡により新会社モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド(香港法人)として営業開始(注1)
1998年10月	大阪支店閉鎖
1999年11月	英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ジャパン・リミテッドに日本における営業の全部を譲渡 同日、香港法人モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドは営業廃止(注2)
1999年12月	英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ジャパン・リミテッドとして営業開始
2000年10月	モルガン・スタンレー銀行東京支店の外国為替取引部門の営業を譲受
2001年1月	英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ニッポン・セキュリティーズ・リミテッドに対し当社リテール部門の営業を譲渡
2001年8月	商号変更(モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ジャパン・リミテッドからモルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド)
2004年9月	株式会社ジャスダック証券取引所取引参加資格取得
2005年3月	日本商品先物取引協会加入 東京工業品取引所受託会員資格取得
2006年3月	金融先物取引業協会加入 英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド(モルガン・スタンレー証券会社)の日本における営業の全部をモルガン・スタンレー証券準備株式会社(当初1996年5月1日に有限会社として設立され、2005年10月24日に株式会社に組織変更)が譲受(注3) モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドは営業廃止
2006年4月	商号変更(モルガン・スタンレー証券準備株式会社からモルガン・スタンレー証券株式会社) モルガン・スタンレー証券株式会社として営業開始(注3)
2007年11月	日本におけるモルガン・スタンレー・グループの持株会社制への移行に伴いモルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社の子会社となる
2007年12月	会社分割により投資銀行本部不動産投資銀行部の一部をモルガン・スタンレー・キャピタル株式会社へ承継
2010年5月	商号変更(モルガン・スタンレー証券株式会社からモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)(注4) 会社分割により投資銀行本部の一部を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社へ移転
2010年11月	第二種金融商品取引業協会加入
2012年4月	東京工業品取引所会員権(取引資格)返上
2012年12月	名古屋証券取引所会員権(取引資格)返上
2013年12月	Swap DealerとしてU.S. Commodity Futures Trading Commissionに登録
2014年1月	本店を東京都渋谷区恵比寿から東京都千代田区大手町へ移転 現在に至る

- (注) 1 1993年12月31日付営業譲渡に伴い、同日英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド(証券)は各証券取引所を脱退しました。  
同日香港法人モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドは正会員権(東証・大証)、特別参加者(名証)、清算会員権(東京金融先物取引所)を取得しました。
- 2 1999年11月30日付営業譲渡に伴い、1999年12月1日、香港法人モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドは各証券取引所を脱退しました。  
同日英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ジャパン・リミテッドは正会員権(東証・大証)、特別参加者(名証)、清算会員権(東京金融先物取引所)を取得しました。
- 3 2006年3月31日付営業終了後に行われた営業譲渡に伴い、英領ケイマン諸島法人モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドは2006年4月1日に各証券取引所を脱退しました。  
2006年4月1日、モルガン・スタンレー証券株式会社は東京・大阪・名古屋・ジャスダック各証券取引所の取引参加者権を取得し、また東京金融先物取引所および東京工業品取引所の会員権を取得しました。
- 4 2010年5月1日、株主がモルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社(議決権ベース51%)およびMMパートナーシップ(議決権ベース49%)に変更されました。

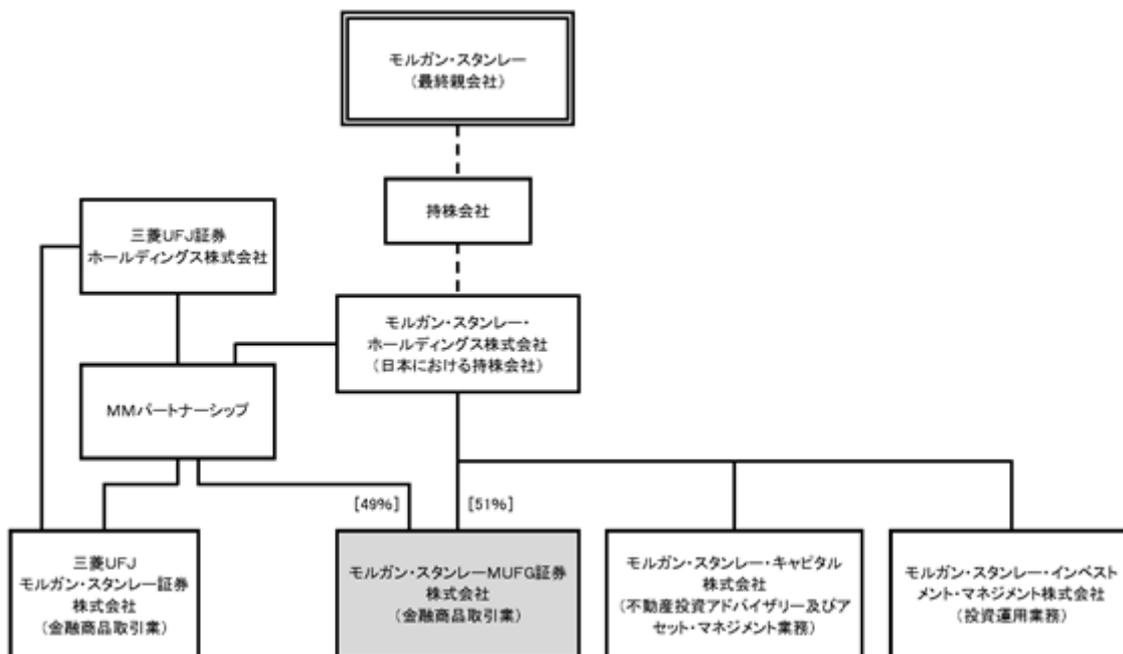
### 3【事業の内容】

当社の最終親会社および支配事業体はモルガン・スタンレーであり、当社、当社の親会社(モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社)およびその子会社(総称して「当グループ」)ならびにモルガン・スタンレーのその他の連結子会社とともに、「モルガン・スタンレー・グループ」を構成しています。モルガン・スタンレー・グループはグローバルな金融サービス会社であり、法人・機関投資家向け証券業務、ウェルス・マネジメント業務および投資運用業務のいずれの事業セグメントにおいても、市場で重要な地位を維持しています。

日本においては、当グループは、証券業務、資産運用業務や不動産関連業務など、多岐にわたる事業を展開しております。とりわけ当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所および株式会社東京金融取引所の取引参加者資格を有しており、企業・機関投資家を対象とした有価証券の販売・トレーディング業務など幅広い金融サービスを提供しています。

#### (事業系統図)

以上に述べた事項を国内における事業系統図によって示すと次のとおりです。



## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合又は 被所有割合 (%) (注2)	関係内容
(親会社)					
モルガン・スタンレー (注3)	米国ニューヨーク州	8,540 百万米ドル	持株会社	(被所有) 51.00 (51.00)	資金貸借取引 移転価格取引等
モルガン・スタンレー・ ホールディングス株式会 社	東京都千代田区	1 百万円	持株会社	(被所有) 51.00	役員の兼任等
(その他の関係会社)					
株式会社三菱UFJフィ ナンシャル・グループ (注3)	東京都千代田区	2,141,513 百万円	金融持株会社	(被所有) 49.00 (49.00)	-
三菱UFJ証券ホール ディングス株式会社 (注3)	東京都千代田区	75,518 百万円	証券持株会社	(被所有) 49.00 (49.00)	役員の兼任等
MMパートナーシップ	東京都千代田区	590,298 百万円	株式の保有等	(被所有) 49.00	-

(注) 1. 上記につきましては、2019年3月31日現在の状況を記載しております。

2. 議決権の所有(被所有)割合の( )内は、間接所有割合で内数です。

3. 有価証券報告書提出会社です。

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

該当事項はありません。

## (2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
717	40.0	7.7	25,763

(注) 1. 上記状況には、使用人兼務役員5名および契約社員12名の情報も含んでおります。

2. 従業員数は就業人員であり、グループ内の従業員雇用会社から当社への出向者です。

3. 平均年間給与は、2018年1月1日から2018年12月31日までの期間の平均です。基本給および裁量業績キャッシュボーナスを含んでおります。

4. 当社は、「法人・機関投資家向け証券業務」という単一セグメントです。

## (3) 労働組合の状況

労使関係について特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

モルガン・スタンレーは、顧客の立場を第一に考え、個々の顧客のニーズを深く理解することを設立以来の変わらぬ企業理念としてまいりました。日本においても同じ理念の下、日本独自の慣習やビジネスの伝統を尊重しながら、モルガン・スタンレーのグローバル・ネットワークと豊富な経験を最大限に活用することで、最善のサービスを提供できるよう努めております。さらにモルガン・スタンレーと三菱UFJフィナンシャル・グループによる日本における証券合併事業は、本年（2019年）、発足から10年目を迎えました。当社は、合併事業のもう一つの柱である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と様々な角度からさらに緊密な連携を図ることにより、より強固な業務基盤を構築し、日本の証券業界における真に傑出した勢力となることを目指し、顧客の長期的な目標達成の実現と日本経済の活性化の一助となるべく全力を傾注していく所存です。

なお、金融規制等への対応も引き続き取り組んでまいります。日本においても金融機関に対する規制には今後もさらなる変更があるとみられますが、かかる変更による将来の特定の期間における当社の事業、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローへの影響について正確に予測することは依然困難となっており、当社においても、注意深く対応を進めてまいります。

各部門の課題、取組みは以下の通りです。

#### 株式統括本部

従来の電話等による発注方法から電子取引への移行が進行していく中で、手数料率の引き下げが進んでいるほか、金融機関に対する規制の強化を受け、バランス・シートや資本に配慮した効率的な業務運営がより求められています。また、顧客の要望と取引に関するルールや規制が多様化していく中で、注文執行とリスク管理におけるテクノロジーへの依存度が高まっており、そのインフラの安定性と正確性の確保がさらに重要になってきていると考えます。

#### 債券統括本部

債券統括本部全体で株主資本利益率や税引き前利益に対する意識が高まる中、収益機会の最大化および効率的なコスト管理の徹底が主な課題であると考えます。同時に、国内外の規制動向に関する迅速な対応も求められており、バランス・シートの効率的運用のため、リスクの最適化を考慮に入れた戦略の構築を目指しています。また、関連業務のマーケットシェアを意識し、今後成長が見込まれる為替取引や金利・クレジットに係る仕組債などを含むデリバティブ・プロダクトの強化を図ってまいります。

#### 資本市場統括本部

グローバルの市場環境により資本市場全体の規模や収益性は左右されますが、今後も豊富な株式・債券の引受実績を背景に、グループ内の連携をさらに強化しながら競争力を堅持することを目指しています。金融機関に対する規制への対応として、インサイダー取引のリスクにかかる法人関係情報の管理、およびファイアーウォール規制違反のリスクにかかる顧客の非公開情報の管理の二点を重要課題として取り組んでおります。

## 2【事業等のリスク】

当社の事業展開上のリスク要因として、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来情報に関する事項は、当事業年度末において当社が判断したものであり、以下の記載は当社有価証券への投資に関連する全てのリスクを網羅するものではありません。

### 発行会社に関するリスク

#### 当社に関するリスク

モルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレー・グループ各社の最終親会社です。当社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（「MUF G」）との合併会社ですが、モルガン・スタンレー・グループの連結子会社の一つでもあります。

モルガン・スタンレー、当社およびその他のモルガン・スタンレー・グループ会社は重要な相互関係にあり、当社に対するまたは当社による資金、資本サービスおよび後方支援の提供等が行われるとともに、従業員を含む事業上または経営上のプラットフォームまたはシステムの共通化または共有が図られています。

#### 市場リスク

市場リスクとは、市場価格、金利、指数、ボラティリティ、相関関係または市場の流動性等のその他の市場要因のうち、一または複数の水準が変動することにより、当社が保有するポジションまたはポートフォリオに損失が生ずるリスクをいいます。

*当社の業績は、市況の変動、世界および経済の情勢ならびに資産価値の変動等のその他の要因により重大な影響を受ける場合があります。*

当社の業績は、これまでに世界の金融市場、経済情勢、国際的な貿易政策および関税の変更のほか、株式、債券および商品の価格の水準およびボラティリティ、金利、インフレーションおよび通貨価値の水準および期間構造ならびにその他の市場指数の水準を含むその他の要因による市況変動の影響を強く受けており、今後もその可能性があります。当社の法人・機関投資家向け証券業務の業績は、特に、発行・流通市場のあらゆる種類の金融商品を対象とした取引への関与に係る業績について、当社が制御または確実に予測することのできない各種要因による大幅な市況変動の影響を受けます。かかる変動により、事業フローおよび事業活動や有価証券その他の金融商品の公正価値が変化するため、業績に影響を及ぼすこととなります。

当社の金融商品の価値は、市況変動により重大な影響を受けるおそれがあります。当社の保有する金融商品の一部は、特に市況の変動期においては市場のボラティリティや低流動性、および信用市場の混乱により評価および収益化が非常に困難となる場合があります。当該金融商品の価値は、今後実勢的な要因を考慮して評価された場合に大幅に変動するおそれがあり、一部の事業においては、過去または将来の手数料および成功報酬（インセンティブフィーともよばれ、キャリドインタレストもこれに含まれます。）に悪影響を及ぼす可能性があります。またこれらの金融商品を売却・決済する際の最終実現価格は、当該時点の市場の需要や流動性に左右され、現在の公正価値よりも著しく低下することがあります。上記の要因により、当社の金融商品の価値が低下し、当社の将来的な業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

また、金融市場は、資産の流動性低下に伴う資産価値の急速な下落に裏付けられた深刻な事象の発生による影響を受けやすく、このような極端な状況において、ヘッジ取引その他のリスク管理戦略は、通常の市況の場合と比べ効果的に取引損失を軽減しない可能性があります。また、かかる状況のもとで、市場参加者は、特に市場参加者の多くが同時かつ大規模に適用する取引戦略の影響を受けます。当社のリスク管理・監視手続においては、市場の極端な変動に対するリスクを定量化し軽減するよう努めています。しかし、市場の深刻な事象を予測することは過去の例においても困難であり、当社は、市場で極端な事象が生じた場合には多額の損失を計上するおそれがあります。

*当社は、大量かつ集中的なポジションの保有により損失のリスクを負う可能性があります。*

リスクが集中している場合、当社のマーケットメイク、投資、ブロック・トレード、引受けおよび貸付けの各業務においては、市況の悪化または当社の競合他社により有利な市況に際して減収や損失のおそれがあります。当社は、上記の各業務に多額の資金を投入しており、ときに特定の産業または分野において特定の発行体が発行する有価証券に対し大きなポジションを取ったり、かかる発行体に多額の貸付けを行ったりする場合があります。

## 信用リスク

信用リスクとは、借入人、取引相手方または発行体が当社に対して負う金融債務を履行しない場合に生じる損失のリスクをいいます。

当社は、当社に対して債務を負う第三者の債務不履行リスクにさらされています。

当社は、法人・機関投資家向け証券業務では多大な信用リスクにさらされています。このリスクは、各種の貸付コミットメントを通じて顧客に信用を供与すること、取引相手方との間でスワップ契約やその他のデリバティブ取引を締結し、これに基づきかかる取引相手方が当社に対して支払債務を負うこと、現物担保または金融担保の価値が貸付返済額の全額に不足するおそれのある短期または長期の資金調達を提供すること、清算機関、決済機関、取引所、銀行、証券会社およびその他の金融取引相手方に対し証拠金または担保を差し入れ、その他のコミットメントを提供すること、ならびに原債務および貸付けについて実際に生じたか、または予想される不履行により資産価値の変動を招くおそれのある有価証券や貸付けのプールにおいて投資および売買を行うこと等、様々な事業活動により生じる可能性があります。

当社は、現行の評価額や引当額は、認識している水準のリスクに十分に対応していると考えていますが、経済情勢の悪化が当社の顧客および信用エクスポージャーに悪影響を及ぼす可能性もあります。また、当社は中央清算機関の清算会員として顧客のポジションに資金を充当しており、顧客の債務不履行または不正行為について責任を問われる場合があります。当社では信用エクスポージャーを定期的に審査していますが、発見または予測が困難な事象や状況から債務不履行リスクが生じるおそれがあります。

大手金融機関の債務不履行により金融市場に悪影響を及ぼすおそれがあります。

多くの金融機関は、信用、トレーディング、清算その他に関して相互関係を有しており、その経営の健全性も密接に相関している可能性があります。日本およびその他の法域における規制の要求に従い、特定の決済機関、中央清算機関または取引所を通じたトレーディングの集中化が進めば、これらの機関に係る当社のリスクの集中度が高まる可能性があります。このため、ある金融機関に対する懸念や当該金融機関の債務不履行もしくは不履行の可能性が、市場全体に及ぶ重大な流動性や信用の問題、損失、または他の金融機関の債務不履行につながるおそれがあります。これは「システムック・リスク」とよばれることがあり、当社が日常的に関係する清算機関、決済機関、取引所、銀行および証券会社等の金融仲介機関に対して悪影響を及ぼすおそれをはらんでいます。したがって、かかる事象により当社が悪影響を受ける場合があります。

## オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、プロセスもしくはシステムの不備もしくは機能不全、人的要因または外的要因（例えば詐欺行為、窃盗、法務・コンプライアンス・リスク、サイバー攻撃、有形資産に対する損害等）による損失、あるいは当社の評判に対する損害のリスクをいいます。当社は、セールス・トレーディング等の収益を生ずる業務ならびに情報技術および取引処理等のサポート・管理部門を含め、当社の事業活動全体にわたってオペレーショナル・リスクを負う可能性があります（オペレーショナル・リスクの範囲に含まれる法務、規制およびコンプライアンスのリスクについては、後記「法務、規制およびコンプライアンス・リスク」参照）。

当社は、当社または外部業者（もしくは当該業者が利用する外部業者）のオペレーションやセキュリティ・システムの機能不全、侵害その他による中断等のオペレーショナル・リスクを抱えており、これにより当社の事業または評判が悪影響を受けるおそれがあります。

当社の事業は、日常的に、多種多様な市場において多数の通貨により大量の取引を処理および報告する能力に大きく依存しています。当社は、新たな商品やサービスを導入したり、処理・報告手続を変更したりする場合があります（規制要件の新設に伴うものを含む。）、その結果、当社が完全には評価または特定しきれない新たなオペレーショナル・リスクが生じる可能性があります。自動化され電子化された市場に直接アクセスする傾向や、より自動化されたトレーディング・プラットフォームへの移行に伴い、プログラミング・コードの有効性が継続的に保たれ、かつ、取引を処理するためのデータが完全であることに依拠する、より複雑な技術が使用されるようになっていきます。内容の異なる事業の遂行や大量の取引の処理については、従業員、コンサルタント、社内システムおよび関係会社以外の外部業者の維持する技術センターのシステムの能力に頼っています。当社はまた、サイバーセキュリティ、プライバシーおよび情報保護に関する複雑かつ変化する法令の適用を受けませんが、かかる法令は地域毎に異なり、潜在的に相反する可能性があります。

当社は、世界の資本市場の参加者として、データ、モデル、電子取引システムもしくはプロセスの不備または詐欺行為もしくはサイバー攻撃に起因する当社のトレーディング・ポジションのリスク管理や時価評価エラーのリスクに直面しています。

当社はさらに、貸付取引、証券取引およびデリバティブ取引の処理に利用する決済機関、取引所、清算機関などの金融仲介機関において運営上の機能不全が生じたり、廃止となったりするリスクにも直面しています。当社または直接もしくは間接的な外部業者（もしくは当該業者が利用する外部業者）のシステムまたはプロセスに故障や誤作動が生じた場合、あるいはコンサルタントや下請業者等の外部業者または当社の従業員が不正または無

許可の行為を働いた場合に、当社は金銭的損失を被り、流動性ポジションが損なわれ、事業に混乱を来し、規制上制裁を受け、または評判を損なうおそれがあります。さらに、複数の金融機関が、中央清算機関、取引所および決済機関と相互接続していることや、これらの清算機関等の重要性が増していることから、ある一つの金融機関または事業体における運営上の機能不全が、当社の業務遂行能力に重大な影響を及ぼしうる業界全体の機能不全につながるリスクが増大しています。さらに、一握りの外部業者が保有する企業情報や個人情報の集中により、主要な外部業者における侵害が、業務遂行に係る費用およびリスクを大幅に増大させかねない業界全体のデータ侵害を引き起こすリスクも高まっています。

当社はBCPおよびセキュリティ対応プランを策定しているものの、かかるプランにより、当社が抱える潜在的なリスクのすべてが完全に軽減される保証はありません。当社の事業遂行能力は、当社の基幹設備の障害やニューヨーク都市圏、ロンドン、香港および東京のほか、ムンバイ、ブダペスト、グラスゴーおよびボルチモアに集中するモルガン・スタンレー・グループが拠点とする地域への障害が発生した場合に悪影響を受けるおそれがあります。これらの障害には、物理的なアクセスの途絶、サイバーセキュリティに関する事象、テロ活動、疫病の流行、大惨事、自然災害、異常気象、停電、環境問題、当社、当社の従業員または取引先が利用するコンピュータサーバー、通信その他のサービスの中断等が含まれます。

モルガン・スタンレー・グループは、当社のデータ用にバックアップ・システムを採用していますが、かかるバックアップ・システムは、障害の発生に伴い使用できなくなる可能性があり、影響を受けたデータがバックアップされていなかったり、バックアップから復元できなかったりすることがあり、あるいは、バックアップ・データの復元に多額の費用がかかる可能性もあるため、事業に悪影響が及ぶおそれがあります。

*サイバー攻撃、情報もしくはセキュリティの侵害または技術的な不具合は、当社の事業遂行能力またはリスク管理能力に悪影響を及ぼし、あるいは秘密情報または専有情報の開示または悪用につながり、当社の経営成績、流動性および財政状態にその他の悪影響を及ぼすおそれがあるほか、当社の評判を損なうおそれがあります。*

当社は、情報保護およびプライバシーに関する各種の国内法および国際法に基づき保護しなければならない、当社の顧客、取引先、従業員および一部の取引相手方に関する個人情報を相当な量保有しています。かかる法律は相反する可能性があり、または裁判所および規制当局が、当社が予測していなかった形でもしくは当社の事業に悪影響が及ぶ形でかかる法律を解釈する可能性があります。

金融機関のサイバーセキュリティ・リスクは近年著しく増大していますが、その要因の一部として、新たな技術の急増、金融取引にあたってのインターネットおよびモバイル通信技術の活用のほか、組織犯罪、ハッカー、テロリストおよび外国国家主体も含めたその他の国外の過激派の巧妙化および活発化が挙げられ、ときに政治的意図を追求するための手段となっている場合もあります。一部の過激派の巧妙化が進んでいることに加え、さほど知識のない行為者によって兵器化されるサイバーツールが商品化されることによって、技術的な脆弱性が悪用される例が増加しています。このような過激派が従業員、顧客、取引先、ベンダーその他の第三者または当社システムのユーザーを唆して、当社のデータや当社の従業員または取引先のデータにアクセスするために機微情報を開示させようとする可能性もあります。サイバーセキュリティ・リスクはまた、当社の従業員または第三者（第三者サービス・プロバイダーを含む。）の人為的ミス、詐欺行為または悪意に起因する場合もあれば、予期しない技術的な不具合によってもたらされる場合もあります。さらに、当社が取引する第三者、そのサービス・プロバイダーおよび当社の顧客が取引するその他の第三者もまた、特に顧客の行動に当社のセキュリティ・システムや管理システムの支配が及ばない場合には、サイバーセキュリティ・リスクの源泉となる可能性があります。サイバー攻撃において用いられる技術は複雑で頻繁に変化し、予測が不可能であることから、当社が講じる対策が絶対的な安全性や復元可能性を実現する保証はありません。

当社および第三者サービス・プロバイダーが他の金融サービス会社と同様に、不正なアクセス攻撃、情報の取扱ミスまたは悪用、コンピュータ・ウィルスまたはマルウェア、機密情報の入手、データ破壊、サービスの中断・劣化、システム妨害またはその他の損害を与えることを狙ったサイバー攻撃、サービス妨害（DoS）攻撃、データ侵害その他の事象にさらされる状況は今後も続きます。かかる不正アクセス、情報の取扱ミスまたは悪用やサイバー環境における事象が将来発生しないという保証はなく、より頻繁かつ大きな規模で発生するおそれがあります。

当社または第三者においてサイバー攻撃、情報もしくはセキュリティ侵害または技術的な不具合が生じた場合、当社および当社の外部業者のコンピュータ・システムによって処理、保管および伝達される当社または当社の顧客、従業員、取引先、ベンダーもしくは取引相手方の個人情報、機密情報、専有情報その他の情報が損なわれるおそれがあります。さらに、かかる事象によって当社、当社の顧客、従業員、取引先、ベンダー、取引相手方または第三者の事業を妨害または障害を引き起こすことがあり、また、当社、当社の従業員、顧客または他の第三者の機密情報、専有情報その他の情報の不正な公開、収集、監視、悪用、喪失または破棄を引き起こすことがあります。このような事象が生じた場合、当社の顧客および市場における評判が失墜し、顧客満足度が低下し、当社のオペレーションおよびセキュリティに関するシステムおよび基幹設備を維持および更新するための当社の費用が増大し、規制上の調査、訴訟もしくは強制執行または規制当局からの罰金もしくは違約金の対象となるおそれがあり、これらはいずれも、当社の事業、財政状態または経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

モルガン・スタンレー・グループが世界中で事業を展開していることおよび当社が大量の取引を処理し、多数の顧客、パートナー、ベンダーおよび取引相手方と取引を行っていることや、サイバー攻撃が複雑化してきていることから、サイバー攻撃、情報侵害またはセキュリティ侵害が発生し、検知されないまま長期にわたって継続するおそれがあります。サイバー攻撃に関する調査は本質的に予測不可能であり、調査が完結し、完全かつ信頼できる情報が入手できるまでに時間を要します。その間、当社は必ずしも被害の程度やその是正に最適な方法を把握することができるとは限らず、過失または作為の一部は、発見および是正されるまでに繰り返されまたは悪化するおそれもあります。このような事態はいずれも、サイバー攻撃による費用および影響をさらに増大させます。

当社が取引先および第三者ベンダーとの間で締結している契約の多くには補償条項が含まれていますが、かかる補償条項により、当社が被った損失を十分に相殺するに足る補償を受けられない可能性があり、補償をまったく受けられない可能性さえあります。当社はまた、約款の条件に従い、サイバーセキュリティ・リスクおよび情報セキュリティ・リスクの一部が補償される可能性のある保険も維持していますが、かかる保険は損失を全額補償するには不十分である可能性があります。

サイバーセキュリティおよび情報セキュリティに関するリスクおよび攻撃を管理し、ますます広範化する新たな規制要件を遵守するための費用は、当社の経営成績および事業に悪影響を及ぼすおそれがあります。

### 流動性リスク

流動性リスクは、当社が資本市場へのアクセスを失い、または保有資産の売却が困難となることによって、事業運営に必要な資金を融通できなくなるリスクをいいます。流動性リスクには、継続事業としての当社の存続を脅かす深刻な事業の混乱や評判の毀損を生じさせることなく金融債務を弁済する当社の能力（またはかかる能力についての認識）も考慮されます。流動性リスクにはまた、当社の流動性に悪影響を及ぼし、新たな資金を調達する当社の能力に影響を及ぼすおそれのある市場事由や特異なストレス事由によって引き起こされる付随的な資金調達リスクも含まれます。

*当社の事業にとって流動性は必要不可欠であり、当社は事業運営上必要な資金調達の大部分を外部の源泉に頼ることがあります。*

当社の事業にとって流動性は必要不可欠です。当社の流動性は、当社が長期もしくは短期の債券市場において資金調達を行うことができない場合、または有担保貸付市場を利用できない場合に、悪影響を受けるおそれがあります。当社の資金調達能力は、金融市場に混乱が生じ、または金融サービス業界全体について否定的な見方が示されるなどの、日本やその他の地理的地域における財政問題に対する不安を含む、当社が制御できない要因によって損なわれる場合があります。さらに、当社の資金調達能力は、当社が多大な営業損失を被り、格付機関が当社の格付けを引き下げもしくはウォッチをネガティブとし、当社の事業活動の水準が低下し、規制当局が当社または金融サービス業界に対して重大な措置を講じ、または従業員による重大な不正行為や違法行為が発覚したことによって、投資家または貸出機関が当社の長期・短期の財政見通しを否定的に捉えるようになった場合にも損なわれることがあります。上述した方法で資金を調達できない場合には、満期を迎える債務を弁済するために当社の投資ポートフォリオやトレーディング資産をはじめ担保設定のない資産を資金調達に用いまたは現金化しなければならないおそれがあります。当社は資産の一部を売却できずまたは市場価値を下回る価格で売却しなければならないことがあり、いずれの場合も、当社の業績、キャッシュ・フローおよび財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

*当社の借入コストおよび負債資本市場へのアクセスは、当社の信用格付けに左右されます。*

無担保での資金調達のコストや利用可能性は、通常、当社の長期および短期の信用格付けにより影響を受けます。格付機関は、内部統制、利益の水準や質、自己資本、流動性および資金調達、リスク選好度およびリスク管理、資産の質、戦略の方向性ならびに事業構成等、当社の信用格付けの決定のために重要な発行体の特定の要因について監視を続けています。加えて、格付機関は、規制または法律の変更、マクロ経済環境、および予期される範囲の第三者支援の水準等のその他の業界全体の要因についても観察しており、当社や同様の金融機関の格付けが引き下げられるおそれがあります。

当社の信用格付けはトレーディング収益の一部に大きな影響を与えることがあり、この傾向は特に、信用デリバティブ、為替取引、および金利スワップ等相手方の長期的な業績が主要な留意事項となる店頭およびその他のデリバティブ取引において顕著です。法人・機関投資家向け証券業務の事業に係した一部の店頭トレーディング契約その他について信用格付けが引き下げられた場合には、一定の取引相手方に対し追加担保の差入れまたは債務残高の即時決済を行う必要が生じるおそれがあります。当社のトレーディング契約およびその他の契約が終了した場合には、他の資金調達源を確保するか、多額の現金の支払いまたは有価証券の移動の必要が生ずることによって、当社が損失を被り、当社の流動性が損なわれるおそれがあります。今後信用格付けが引き下げられた場合に発生する可能性がある追加担保額または契約終了に伴う支払金額は、契約毎に異なり、ムーディーズ・ジャパン株式会社、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社および株式会社格付投資情報センター（またはそれぞれの関係会社）のうちの一つまたは全部の格付けに左右される可能性があります。

当社の流動性および財政状態は、従来より国内および世界の市況と経済情勢による悪影響を受けており、今後ともその可能性があります。

当社の長期もしくは短期の債券からの資金調達または有担保貸付市場の利用は、過去において日本国内および世界の市況と経済情勢によって重大な悪影響を受けたことがあり、また将来においてもその可能性があります。とりわけ、資金調達コストと調達源の利用可能性については、信用市場における流動性の低下や信用スプレッドのさらなる拡大により過去に悪影響を受けており、かかる状況は今後も生じるおそれがあります。日本およびその他の世界の市場と経済における著しい混乱は、当社の流動性および財政状態に悪影響を及ぼし、また当社と取引を行おうとする取引相手方や顧客の一部の意欲を減退させる可能性があります。

#### 法務、規制およびコンプライアンス・リスク

法務、規制およびコンプライアンスに関するリスクには、当社が、当社の事業活動に適用される法律、規制、規則、関連する自主規制機関の諸規則等および行為規範を遵守しなかったことにより負う法令上もしくは規制上の制裁、罰金、課徴金、判決金、損害賠償金もしくは和解金等の重大な財務上の損失または評判の失墜に関するリスクが含まれます。また当社は、当社に関して憶測や事実に基づかない風評・風説が流布された場合に当社の社会的信用が低下するレピュテーション・リスクにもさらされています。これらのリスクには、取引相手方の履行義務が執行不能となるリスクをはじめとする契約上および商業上のリスクのほか、マネーロンダリング防止、腐敗防止およびテロ資金供与に関する規則および規制の遵守に関するリスクも含まれます。

また、大手金融機関の秩序ある破綻処理を促進するための米国またはその他の地域の規制要件および戦略が適用されることにより、当社が発行する有価証券の保有者は、より大きな損失のリスクにさらされ、当社は他の規制の適用を受けるおそれがあります。

金融サービス業界は、広範な規制に服しており、規制の変更により当社の事業は影響を受けます。

当社は、日本の規制当局により直接規制を受けています。これらの法令は、当社の事業遂行の方法に重大な影響を及ぼし、既存の事業の範囲を制限するおそれがあり、商品の提供を拡大する能力や一定の投資を継続する能力を制限する場合があります。

日本の金融商品取引業者は、金融商品取引法（「金商法」）に従って、自己資本規制比率を120%以上に維持することが求められています。当該水準を維持することができない金融商品取引業者は、業務改善命令、業務停止命令等、種々の命令に服することとなります。

さらに、金融商品取引業者は、金商法に従って、顧客の資産を保護するために、顧客取引に関連して預託を受けた（あるいは占有する）資産と、自己の有価証券および現金とを明確に分別して管理することを義務付けられています。当社による分別管理の状態は、金融商品取引業者を管轄する規制当局による検査を通じて定期的に精査されます。加えて金融商品取引業者は、監査法人による年次監査を受けるよう義務付けられています。当社が当該義務を遵守しない場合、規制当局による制裁や罰則の対象となります。

金商法に基づく「ファイアーウォール規制」により、当社の従業員は、日本における関係会社との間で非公開の顧客情報を授受することを禁じられています。この原則には、内部管理または経営管理目的で情報を共有する場合、顧客から書面による事前の同意を得た場合、およびオプトアウト方式による場合等の例外が存在します。当社は、日本国内に多数の関係会社を有し、これらと緊密に協働して顧客にサービスを提供しています。当社の従業員が上記規制を遵守しない場合、または例外に該当しない場合には、規制当局による制裁や罰則の対象となります。

当社はモルガン・スタンレーの子会社であり、またスワップ・ディーラーとして米国商品先物取引委員会の登録を受けているため、米国の規制当局による規制もまた、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

当社をはじめとする金融機関および当社が事業を展開する市場に対する規制は広範にわたり、継続的に変更されます。当社は、幅広い規制および監督、当社の事業および当該事業を拡大する計画に対する徹底的な調査、新規取引に対する制限、さらに厳格な自己資本・流動性・調達要件およびその他の強化された健全性基準を課すシステムミック・リスクに係る制度、破綻処理制度および破綻処理計画要件、総損失吸収力および外部長期負債の最低保有額維持に関する要件、事業活動および投資に対するボルカー・ルールによる制限ならびに包括的なデリバティブ規制、市場構造規制、税法、反トラスト法、取引報告義務および拡大された信認義務等に服しており、または今後服することとなる可能性があります。

中には、最終規則の制定や移行期間の満了を待っている状態の規制基準もあり、その全部または一部が変更される可能性もあります。継続的な法令の施行または改正は、当社事業の収益性や保有資産の価値に大きく影響し、当社に追加費用の負担を課し、事業実務の変更を求め、もしくは事業の廃止を余儀なくし、当社の配当支払能力および自己株買戻能力に悪影響を及ぼし、または、当社の株主もしくは債権者に不利に影響するような方法を含め、当社において資本調達が必要となる可能性があります。さらに、外国の政策決定機関および規制当局が課している規制上の要件は当社が服する日本の規制に矛盾または抵触する可能性があるため、当社に悪影響が及ぶおそれがあります。法律および規制上の要件は当面引き続き変更されることが予測され、その結果、新たなま

たは変更後の要件を遵守し、継続的に法令遵守状況のモニタリングを行うために多大な費用を新たに負担することとなる可能性があります。

当社の事業、財政状態および業績は、政府の財政政策および金融政策により悪影響を受けるおそれがあります。

当社は、日本および国外の規制当局・機関により採択された財政政策および金融政策の影響を受けます。例えば、日本銀行および諸外国の中央銀行当局によって講じられる措置は、当社の貸付け、資本調達および投資活動に係る資金コストに直接的に影響を及ぼし、当社の保有する金融商品の価値に影響を及ぼす可能性があります。加えて、かかる金融政策の変更は、顧客の信用度に影響を及ぼす可能性があります。国内外の金融政策の変更は、当社による制御の範囲を超えたものであり、予測することが困難です。

利益相反に適切に対処できない場合、当社の事業および評判は悪影響を受けるおそれがあります。

当社は、国際的な金融サービス・グループの一部として事業法人、政府、金融機関および個人等の多数かつ多様な顧客に対し商品およびサービスを提供しているため、通常の業務の過程で利益相反が生じるおそれがあります。例えば、当社と顧客の間もしくは顧客同士の間において、従業員と当社もしくは顧客との間で、または当社が顧客の債権者となり得る状況において利害関係に相違があった場合、潜在的な利益相反を生じることがあります。当社は、潜在的な利益相反の特定および対応を目的とした方針、手続および制度を設けるとともに、かかる潜在的な利益相反を管理するために、開示の活用等のさまざまな施策を講じています。しかしながら、潜在的な利益相反の特定および低減は複雑かつ困難であることがあり、メディアによる注目や規制当局による調査の対象とされるおそれがあります。現に、利益相反状態を生ずるとどまるのみと思われた行為が、実際の利益相反の可能性は低減されているにもかかわらず、当社の評判を危険にさらすおそれもあります。そのため、潜在的な利益相反によって、新たな訴訟が提起されたり強制的な措置が採られたりする可能性もあり、これが利益相反の可能性のある取引を行おうとする顧客の意欲を減退させ、当社の事業および評判に悪影響を及ぼすおそれがあります。

当社を管轄する規制当局は、特定の取引の綿密な調査等により当社の活動に潜在的な利益相反がないかを精査する権限を有します。さらに、当社は、ボルカー・ルールに基づき、当社と顧客との間の一定の取引について、規制上の精査を受けています。

## リスク管理

当社のリスク管理に係る戦略、モデルおよび手続は、あらゆる市場環境下でまたはすべての種類のリスクに対し、当社のリスク・エクスポージャーの軽減に完全に有効でない場合があります。

当社は、リスク管理機能の整備に多大な資源を費やしており、今後も同様に継続していくことが期待されます。にもかかわらず、市場エクスポージャーを評価するための各種リスク・モデルやヘッジ戦略の採用、ストレステストおよびその他の分析を含む当社のリスク管理に係る戦略、モデルおよび手続は、あらゆる市場環境下で、または確認もしくは予測されていなかったものを含むすべての種類のリスクに対して、当社のリスク・エクスポージャーの軽減に完全に有効でない場合があります。当社の事業が変化および成長し、当社が事業を展開する市場も進化するにつれ、当社のリスク管理に係る戦略、モデルおよび手続がかかる変化に常に適応できるとは限りません。当社のリスク管理手法のなかには、過去に観察された市場動向および経営陣の判断に基づくものがあります。そのため、かかる手法によって将来のリスク・エクスポージャーを予測することができず、エクスポージャーが過去の測定結果に示されるものから大幅に拡大する可能性があります。また、当社が採用するモデルの多くは、各種資産の価格やその他の市場指標の相関関係についての仮定やインプットに基づいているため、突然の、予期しない、あるいは特定不能な市場または経済の動向を予測することはできず、その結果、当社に損失が生じるおそれがあります。特に市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスク、法的リスク、規制リスクおよびコンプライアンス・リスクの管理は、多数の取引および事象の適切な記録と検証を行うためのポリシーおよび手続を要しますが、かかるポリシーおよび手続が完全に有効には機能しない場合があります。また当社のトレーディング・リスク管理の戦略および手法においては、売買ポジションによる収益力と潜在損失に対するエクスポージャーとの均衡を図っています。当社では、広範かつ分散された一連のリスク監視・軽減手法を導入していますが、かかる手法およびその適用の判断において、すべての経済上、財政上の結果および結果発生の時期を予想することはできません。例えば、当社のトレーディング業務または投資業務において比較的流動性の低い取引市場が関与する場合、あるいはその他何らかの事情で売却またはヘッジが制限される場合、当社はポジションを減少させることができず、ひいては、かかるポジションに伴うリスクも軽減することができないことがあります。そのため、当社はトレーディング業務または投資業務において損失を被る可能性があります。

ロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）の代替およびその他の金利の代替または改革計画は、当社の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

米国連邦準備制度をはじめとする世界各国の中央銀行は、LIBORを代替する適切な金利ならびにEURIBORおよびEONIA等のその他の金利ベンチマーク（総称して「IBOR」）の代替金利または改革策を見つけることを目的として、市場参加者および公的セクターの代表者によって構成されるワーキンググループを任命しました。広く利用されているこれらの金利から観測可能な市場取引に基づく代替的な金利への移行およびその他の潜在的な金利ベンチマークの改革は、今後数年のうちに実現する見込みです。例えば、LIBORを規制する英国金融行為規制機構は、パネル銀行から2021年末までは引き続きLIBORに貢献するとの確約を得ましたが、それより先は同機構の権限を行使して貢献を強制することはないと表明しました。そのため、2021年より先のLIBORの公表については相当の不確実性があります。

2018年4月3日、ニューヨーク連邦準備銀行は、担保付翌日物調達金利を含む米国債を担保にした翌日物レポ取引に基づく参照金利3種の公表を開始しました。担保付翌日物調達金利は、代替参照金利委員会によって米ドルLIBORの代替金利として推奨されています。また、イングランド銀行は、より広範な翌日物英ポンドマネー・マーケット取引によって構成される、改定版英ポンド翌日物平均金利を公表しています。改定版英ポンド翌日物平均金利は、英ポンドリスク・フリー・レートに関するワーキンググループによって英ポンドLIBORの代替金利に選ばれました。日本においては、日本銀行が事務局を務める勉強会が、無担保コール翌日物金利である東京翌日物平均金利を新たな日本の代替金利として選択しました。欧州およびスイス等のその他の地域の中央銀行が主導する委員会は、上記以外の通貨建ての代替参照金利をすでに選択したか、今後選択する予定です。

市場によるIBORから代替参照金利への移行は複雑であり、当社の事業、財政状態および経営成績に様々な悪影響を及ぼす可能性があります。かかる移行または改革により生じうる悪影響として、特に以下のものが挙げられます。

- ・当社の金融資産および金融負債に含まれるIBORに連動する有価証券、ローンおよびデリバティブ等の広範な金融商品の価格、流動性、価値、リターンおよび取引にマイナスの影響が及ぶ可能性があります。
- ・発行済みの有価証券および関連するヘッジ取引の条件を調整するための、時間を要する既存書類の再交渉によるものを含め、IBORまたはIBORを参照する商品に適用されるまたはこれらに言及する書類の大幅な変更が必要となる可能性があります。
- ・一または複数の代替参照金利によるIBORの代替に対する当社の対応および準備状況について規制当局から照会またはその他の措置を受ける可能性があります。
- ・代替参照金利へのフォールバック条項またはその他の関連規定等の、IBORを参照する商品に係る条項の解釈および執行可能性、代替参照金利へフォールバックする場合には、IBORと各種の代替参照金利との間の根本的な相違に起因する経済的影響、法的影響、業務上の影響またはその他の影響を含め、これらをめぐる取引相手方との間の紛争、訴訟またはその他の法的手続が生じる可能性があります。
- ・当社のリスク管理プロセスを、IBORを参照する商品に対応したものから一または複数の代替参照金利を参照する商品に対応したものに適時かつ効率的に移行させるために必要なシステムおよびデータ解析の移行および/または開発が必要となる可能性があります。これには、各種の代替参照金利に係る価値およびリスクの定量化によるものを含みますが、提案されている代替参照金利の歴史が浅いことから困難を伴う可能性があります。
- ・上記の各要因に伴い当社に追加の費用が生じる可能性があります。

上記を含む複数の要因によって、当社の事業、財政状態および経営成績は、市場による一定のベンチマークからの移行またはその改革に伴い重大な悪影響を受けるおそれがあります。上記以外の要因としては、代替金利または改革後の金利への移行のスピード、代替参照金利に固有の条件・パラメータおよび市場による代替参照金利の受入れ、代替参照金利を参照する商品の価格および取引市場の流動性、ならびに一または複数の代替参照金利に適切なシステムおよびデータ解析に移行し、これらを開発する当社の能力が挙げられます。

## 競合的環境

当社が事業を行う金融サービス業界における競争は、非常に激しいです。

日本の金融および証券市場においては、オンライントレードの普及、外国投資銀行による日本国内における事業の拡大、他業界から証券業界への新規参入等の変化が生じています。オンライントレードの普及は、当社の事業機会拡大に寄与していますが、同時に、新たな競合会社による証券事業への参入に伴い競争は激化しています。特に、ネット証券会社が提供する手数料ベースのサービスが急速に広まったことで、手数料その他の収益の獲得機会に下方圧力が働いた結果、価格競争が生じています。また、外国証券会社が日本市場の法人アドバイザー・サービス分野において事業を拡大していることに伴い、外国証券会社との競争も激化しています。加えて、日本の金融業界内の大規模な事業統合により、当社と競合する、広範な金融サービスを提供する総合金融機関が誕生しています。金融テクノロジー分野における新たな競合相手の一部は、当社の事業のうち、革新的な事業モデルまたはさほど規制の厳しくない事業モデルによる混乱の影響を受けやすい既存セグメントをターゲットにしようとしています。こうした状況下で、当社は、顧客のために、モルガン・スタンレーが有する技術力および世界的なネットワークを活用し、グローバルな金融商品およびサービスを提供する取組みを大幅に強化しています。しかしながら、当社が競合他社よりも優位に立つことができなければ、当社の財政状態および業績は悪影響を受ける可能性があります。

取引市場の自動化により当社の事業に悪影響が及び、競争の激化につながるおそれがあります。

当社は近年、いくつかの事業で激しい価格競争に直面しています。特に、取引所、スワップ執行ファシリティおよびその他の自動化されたトレーディング・プラットフォーム上で有価証券、デリバティブその他の金融商品を電子的に売買できることにより、ビッド・オファー・スプレッド、取引手数料、運用手数料または類似の受取手数料に対する圧力が強まっています。自動化された電子市場を直接に利用する傾向は今後も継続するものとみられており、さらに多くの市場がより自動化されたトレーディング・プラットフォームに移行するにつれこの傾向は強まるものとみられています。当社は、上記およびその他の分野において競争圧力を受けており、競合他社がビッド・オファー・スプレッド、取引手数料、運用手数料または類似の受取手数料の引下げによる市場シェア獲得を追求すれば、今後も競争圧力を受け続けるおそれがあります。

優秀な従業員の維持および確保は当社の事業が成功するために不可欠であり、これが維持または確保できない場合には当社の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

人材は最も重要な資源であり、優秀な従業員をめぐる熾烈な競争が展開されています。能力の高い従業員を維持・確保できず、または競争上の優位性を保つために必要な水準または形態において維持・確保できない場合、あるいは従業員を維持・確保するための報酬費用が増加した場合、競争上の優位性を含む当社の業績は重大な悪影響を受けるおそれがあります。金融業界においては、インセンティブに基づく報酬に関する制限、クローバック要件、特別税を含め、従業員報酬に対してより厳しい規制が課せられており、また課せられ続ける可能性があります。これによって当社の最も優秀な従業員の雇用・維持に悪影響が及びおそれがあります。

## 国際リスク

当社は国際的に事業展開しているため、政治、経済、法律、税務、営業、フランチャイズ上その他多数のリスクにさらされており、当社の事業に様々な悪影響を及ぼすおそれがあります。

モルガン・スタンレー・グループの一部として、当社は多数の国で事業展開する企業が避けることのできない、国有化、強制収用、価格統制、資本規制、為替管理、公租公課の増加および政府によるその他の規制措置、ならびに戦争行為の発生または政治、行政における不安定性等の可能性を含む、政治、経済、法律、税務、営業、フランチャイズ上その他のリスクにさらされています。

予定されている英国の欧州連合離脱により、モルガン・スタンレー・グループに悪影響が及びおそれがあります。

### 合併事業に関するリスク

当社のMUF Gおよびその他の企業との合併事業は成功しない可能性があり、当社の経営および他のパートナーとの提携における柔軟性を低下させるおそれがあります。

当社は、MUF Gとの合併事業です。モルガン・スタンレーおよびMUF Gが、競争環境の変化等の理由により共通の財政目標を成功裡に達成することができない場合、当社の業績は悪影響を受ける可能性があります。モルガン・スタンレーおよびMUF Gが共通の財政目標の達成に向けて順調に前進したとしても、当社の業績は、短期的、中期的に悪影響を受けるおそれがあります。加えて、モルガン・スタンレーは、MUF Gとの利益相反に直面する可能性があり、その結果、当社の業績に悪影響が及び、評判が損なわれるおそれがあります。

MUF Gとの合併事業は、モルガン・スタンレーまたは当社が他の提携または協業を行う能力を制限する可能性があります。今後の提携の条件によって当社の経営の柔軟性が制限されるおそれがあります。合併事業はまた、モルガン・スタンレーまたはMUF Gが戦略を変更し、不履行に陥り、またはその他の課題が生じた場合、所定の目的を達成できない可能性があります。さらに、合併事業として事業を行う場合、しばしば、情報共有および意思決定に多くの手続を要する場合があります。それが事業環境の変化等の迅速な行動が求められる事態への対応の遅れにつながる可能性があります。その結果、当社の財政状態および業績は重大な悪影響を受けるおそれがあります。

当社は、合併事業および戦略的パートナーシップの形で今後も投資に携わることがあり、こうした投資もまた、上述したリスクの一部または全部の対象となります。

### 当社に固有のリスク

当社とその他のモルガン・スタンレー・グループ会社とは重要な相互関係にあります。

当社は、モルガン・スタンレー・グループの主要な事業会社の一つであり、単体としては、幅広い金融および証券業務を提供しています。当社とモルガン・スタンレーおよびその他のモルガン・スタンレー・グループ会社とは重要な相互関係にあり、当社に対するまたは当社による資金、資本、サービスおよび後方支援の提供等が行われるとともに、従業員を含む事業上または経営上のプラットフォームまたはシステムの共通化または共有が図られています。かかる相互関係にあることに加え、当社およびその他のモルガン・スタンレー・グループ会社のいずれもがグローバル金融サービス分野に参入していることから、モルガン・スタンレーまたはその他のモルガン・スタンレー・グループ会社の事業および状態に影響を及ぼす要因は、当社の事業および状態にも影響を及ぼす可能性があります。かかる影響は、例えば経済的要因または市場要因が当社またはその他のモルガン・スタンレー・グループ会社が事業を展開する市場に直接影響を及ぼす場合には直接的なものとなり、また、例えば何らかの要因が、他のモルガン・スタンレー・グループ会社が有する、当社に対してサービス、資金もしくは資本を提供する能力、または直接・間接に当社と取引をする能力に影響を及ぼす場合には間接的なものとなります。同様に、当社またはその他のモルガン・スタンレー・グループ会社の評判または地位に影響を及ぼす事象は、当社にも間接的に影響を及ぼす可能性があります。したがって、当社を評価する際には、かかる相互関係を考慮する必要があります。

### 保証は存在しないこと

当社が発行する有価証券は、モルガン・スタンレーによる保証の対象とはなりません。

リスクは、モルガン・スタンレーおよび当社のいずれの事業活動にも内在し、当社より広範なモルガン・スタンレー・グループという枠の中で、当社によって管理されます。モルガン・スタンレー・グループは、その事業活動に伴う各種リスクを、定められた方針および手続に従い、かつ個々のグループ法人を考慮しながら、グローバルに特定、評価、監視および管理するべく努めています。当社が定めるリスク管理方針および手続は、モルガン・スタンレー・グループの方針および手続と一致しています。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### 業績等の概要

##### (1) 業績

今年度の世界経済は、米中の貿易摩擦に伴う関税引き上げの影響などから、後半にかけて成長の勢いが弱まりました。先進国を中心に輸出が減速し、多くの国で製造業の業況感が悪化しました。各国の株式市場では、貿易摩擦への懸念に加え、中国経済の予想を上回る減速やイギリスのEU離脱問題などへの懸念などから、株価が悪影響を受けた局面がありました。しかし、米金融当局がバランスシート縮小の停止や政策金利を示唆するなど、多くの国で金融政策がより緩和的なスタンスに転換しました。また、中国では大規模な景気刺激策が打ち出され、財政政策が拡張方向に転じています。こうした中、米国の株価は、米中貿易摩擦の緩和への期待もあり、年度末にかけて再び上昇しました。一方、米国の債券市場では、長期金利は概ね低水準で推移しました。

我が国経済は、外需が軟調な展開となりましたが、内需は緩やかな回復基調を続けています。中国経済の減速などの影響で輸出が伸び悩んだものの、堅調な設備投資が成長の下支え役となりました。株式市場についても、世界経済の減速懸念を背景に株価を調整する局面がありましたが、中国の景気刺激策や米中貿易摩擦の緩和への期待などから、年度末にかけて安定的に推移しました。日銀は、2018年7月に長短金利操作の柔軟化を打ち出しましたが、長期金利は、振れを伴いながらも、概ね0%程度に維持されています。こうした中、失業率は2%台の低水準を維持しており、物価は緩やかながらも上昇が続いています。

第14期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

今年度当社は、営業利益は311億8千6百万円（前年度比9%増）、経常利益は315億1千1百万円（前年度比11%増）、当期純利益は212億9千5百万円（前年度比8%増）となりました。

##### (2) 損益の経過

###### 受入手数料

###### 委託手数料

株式にかかる委託手数料12億2千1百万円（前年度比9%増）、債券にかかる委託手数料4百万円（前年度比11%減）、合計で12億2千6百万円（前年度比9%増）を計上しました。

###### 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

債券部門では6億4千9百万円（前年度比457%増）の手数料を計上しました。これにより合計で6億4千9百万円（前年度比95%増）の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料を計上しました。

###### 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

株式部門で26億7千5百万円（前年度比94%増）の手数料を計上しました。これにより合計で26億7千5百万円（前年度比93%増）の募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料を計上しました。

###### その他の受入手数料

その他の受入手数料として、株式関連業務445億5千8百万円（前年度比0%増）、債券関連業務374億9千4百万円（前年度比22%増）を主として、856億7千7百万円（前年度比6%増）を計上しました。

以上により合計で902億2千7百万円（前年度比8%増）の受入手数料を計上しました。

###### トレーディング損益

株券等トレーディングでは30億4百万円の利益（前年度57億6千8百万円の利益）を、債券等トレーディングでは44億9千9百万円の利益（前年度54億6千3百万円の利益）を、その他のトレーディングでは6千4百万円の利益（前年度2千2百万円の損失）を計上し、合計で75億6千9百万円の利益（前年度112億9百万円の利益）を計上しました。

###### 金融収支

金融収益は有価証券貸借取引収益174億4千万円（前年度比160%増）、受取利息7億1千7百万円（前年度比92%減）、受取配当金41億1千6百万円（前年度比36%減）等、合計で228億1千4百万円（前年度比3%増）を、金融費用は有価証券貸借取引費用186億4千9百万円（前年度比7%増）、支払利息33億1千8百万円（前年度比9%増）等、合計で295億4百万円（前年度比4%増）を計上し、金融収益から金融費用を差し引いた金融収支は66億8千9百万円の損失（前年度62億4千9百万円の損失）となりました。

**営業投資有価証券関連損益**

営業投資有価証券に関連して5百万円（前年度比95%減）の利益を計上しました。

**販売費・一般管理費**

グループ会社間における配賦費用227億5千4百万円（前年度比11%増）、人件費207億9千4百万円（前年度比16%減）、取引関係費89億6千2百万円（前年度比4%減）等、合計で599億2千6百万円（前年度比0%増）を計上しました。

**営業外損益**

営業外収益は3億2千4百万円（前年度比1,352%増）を計上し、営業外費用は0百万円（前年度比100%減）を計上しました。

**特別損益**

商品先物取引責任準備金戻入益1千万円（前年度計上なし）を計上しました。

なお、当社の報告セグメントは、「法人・機関投資家向け証券業務」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

**(3) 財政状態****資産の部**

流動資産は9兆1,651億4千7百万円（前事業年度末比27%増）となりました。これは主に有価証券担保貸付金の増加によるものです。

固定資産は56億2千7百万円（前事業年度末比25%増）となりました。

以上の結果、当事業年度末の総資産は9兆1,707億7千4百万円（前事業年度末比27%増）となりました。

**負債の部**

流動負債は8兆6,812億4千3百万円（前事業年度末比33%増）となりました。これは主に有価証券担保借入金の増加によるものです。

固定負債は3,012億6千1百万円（前事業年度末比44%減）となりました。これは主に関係会社長期借入金の減少によるものです。

特別法上の準備金は、当事業年度における追加計上はありません。

以上の結果、当事業年度末の負債合計は8兆9,929億5千8百万円（前事業年度末比27%増）となりました。

**純資産の部**

純資産は1,778億1千5百万円（前事業年度末比2%増）となりました。これは主に剰余金の配当による利益剰余金の減少、当期純利益による利益剰余金の増加によるものです。

**(4) キャッシュ・フローの状況**

当事業年度末の現金および現金同等物の残高は、前事業年度末残高より575億9千2百万円減少し、2,067億2千7百万円となりました。各区分のキャッシュ・フローの状況の内訳は、以下のとおりです。

**営業活動によるキャッシュ・フロー**

営業活動による収入は、税引前当期純利益315億2千2百万円、トレーディング商品の差引残高の減少2,166億6千4百万円、短期差入保証金の減少540億2千1百万円等がありました。一方営業活動による支出は、有価証券担保貸付金・借入金の差引残高の増加2,138億8千5百万円、受入保証金の減少131億9千3百万円等がありました。これにより営業活動によるキャッシュ・フローは、476億2千4百万円の収入（前事業年度は2,766億7千4百万円の支出）となりました。

**投資活動によるキャッシュ・フロー**

投資活動による支出は有形固定資産の取得による支出1百万円がありました。これにより投資活動によるキャッシュ・フローは、1百万円の支出（前事業年度は3百万円の支出）となりました。

## 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動による収入は、関係会社短期借入金の増加による収入1,361億1千4百万円、社債の発行による収入236億5千万円等がありました。一方財務活動による支出は、親会社長期借入金の返済による支出2,647億4千9百万円、配当金の支払いによる支出170億7千1百万円等がありました。これにより、財務活動によるキャッシュ・フローは、1,064億5千6百万円の支出（前事業年度は2,451億9千8百万円の収入）となりました。

- (5) 特定金融会社等の開示に関する内閣府令（平成11年5月19日 大蔵省第57号）に基づく営業貸付金の状況  
当社の営業貸付金の状況は次のとおりです。

## 貸付金の種別残高内容

2019年3月31日現在、営業貸付金残高はありません。

## 資金調達内容

2019年3月31日現在

借入先等	残高（百万円）	平均調達金利（％）
金融機関等からの借入	411,302	0.67
社債	106,675	1.10
合計	517,977	0.76
自己資本	177,815	
資本金・出資額	62,149	

## 業種別貸付金残高内訳

2019年3月31日現在、営業貸付金残高はありません。

## 担保別貸付金残高内訳

2019年3月31日現在、営業貸付金残高はありません。

## 期間別貸付金残高内訳

2019年3月31日現在、営業貸付金残高はありません。

- (6) 生産、受注及び販売の実績

当社の取引形態は一般的な製造業等における「生産」や「受注」といった概念が存在しないため記載しておりません。また当事業年度における販売実績がないため記載しておりません。

## 4【経営上の重要な契約等】

2010年5月1日付けで、モルガン・スタンレーおよびMUF Gは日本における証券業務を統合し、当社（従前の商号はモルガン・スタンレー証券株式会社（「MSJS」））および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（従前の商号は三菱UFJ証券株式会社（「MUS」）。「MUMSS」。当社と総称して「本合弁事業」という。）の2社に対する共同出資を通じた合弁事業を開始しました。これに先駆け、2010年3月30日付けで、モルガン・スタンレー、MUF GおよびMSJSの間でMSMS Shareholders Agreementを締結しております。合弁事業を行うに当たり、MSJSのインベストメント・バンキング部門はMUSのインベストメント・バンキング部門に統合されています。MUF Gは、日本でMUSが行っていた投資銀行業務、ホールセール業務および個人向け証券業務をMUMSSに拠出しました。当社は、日本で行っていた販売・トレーディング業務およびキャピタル・マーケット業務を継続しています。モルガン・スタンレーは本合弁事業に対する経済的出資持分比率の40%を、MUF Gは本合弁事業に対する経済的出資持分比率の60%を所有しています。MUMSSに対するモルガン・スタンレーおよびMUF Gの議決権はそれぞれ40%と60%ですが、モルガン・スタンレーおよびMUF Gが当社に対して有する議決権は、それぞれ51%および49%です。

## 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は以下のとおりです。

事業所名	所在地	建物 帳簿価額 (百万円)	土地		合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (人)	摘要 (注)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)			
本社	東京都千代田区	-	-	-	-	700	賃貸

(注) 1 当事業年度における上記物件にかかる不動産関係費は、2,710百万円です。

2 従業員数につきましては、使用人兼務役員5名及び契約社員12名を含んでおりません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
W種類株式	199,900
X種類株式	49
Y種類株式	51
Z種類株式	200,000
計	400,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在株式数 (株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
W種類株式	99,900	99,900	非上場	(注)
X種類株式	49	49	非上場	(注)
Y種類株式	51	51	非上場	(注)
計	100,000	100,000	-	-

(注) 1 当社の株式を譲渡または譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

2 各種類株式の概要については、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 種類株式の概要」をご参照ください。

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2011年11月29日(注)	-	100,000	64,000	62,149	16,000	16,849

(注) その他資本剰余金振替のための減資です。

## (5) 【所有者別状況】

## W種類株式

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	2	2	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	-	-	99,900	99,900	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	100	100	-

(注) 自己株式11,430株は、「個人その他」に記載しております。

## X種類株式

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	1	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	-	-	49	49	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	100	100	-

## Y種類株式

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	51	-	-	-	51	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100	-	-	-	100	-

(6) 【大株主の状況】  
所有株式数別

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
MMパートナーシップ	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	88,519	99.94
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	51	0.05
計	-	88,570	100.00

- (注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式11,430株があります。  
2 小数点第3位以下は切り捨てとしております。

## 所有議決権数別

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	51	51
MMパートナーシップ	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	49	49
計	-	100	100

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	W種種類株式 99,900	-	(注1)
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	X種種類株式 49 Y種種類株式 51	X種種類株式 49 Y種種類株式 51	(注2)
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	100,000	-	-
総株主の議決権	-	100	-

(注)1 「無議決権株式」には、当社保有の自己株式11,430株が含まれております。また、W種種類株式の内容は「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 種類株式の概要」に記載しております。

2 X種種類株式およびY種種類株式の内容は「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 種類株式の概要」に記載しております。

## 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
モルガン・スタンレー MUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番7号大手町 フィナンシャルシティ サウスタワー	11,430	-	11,430	11.43
計	-	11,430	-	11,430	11.43

(注) 上記は、無議決権株式の区分におけるW種種類株式に含まれます。

## 2【自己株式の取得等の状況】

## (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 ( - )	-	-	-	-
保有自己株式数	11,430	-	11,430	-

## 3 【配当政策】

当社は、利益処分につきましては、自己資本規制比率等、第一種金融商品取引業者としての業務を行う上での重要な指標を考慮しつつ、ジョイント・ベンチャーとして今後の事業展開等を総合的に勘案し、必要なりスク量に応じた中核自己資本を確保した上で、剰余金の配当を行う方針です。また、当社は、毎事業年度における配当の回数については、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2018年12月19日 取締役会決議	4,775	53,950
2019年6月27日 株主総会決議	16,520	186,630

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

<機関の内容>

当社は、法令および規制並びに定款の遵守に関する問題が、当社の取締役会あるいは下記の関連するコミッティー若しくはサブ・コミッティーまたは内部管理統括責任者に報告されるよう、組織体制を整備しています。

#### A．マネジメント・コミッティー

当社のマネジメント・コミッティーは、取締役会からの委任に基づき、当社の業務および運営に関する検討およびモニタリングを行い、また、必要に応じ、これらに関するポリシーその他の行為について決定を行う職責を負います。マネジメント・コミッティーは、当社の代表取締役社長兼CEOおよび上級役員（営業部門の責任者、社長室長、ファイナンス本部長、リスク管理本部長、法務・コンプライアンス本部長等）を含むメンバーにより構成されます。マネジメント・コミッティーは、下記のサブ・コミッティー、および、随時設立されるその他のサブ・コミッティーに対し、所定の職責を委任しております。

#### B．マネジメント・コミッティーのサブ・コミッティー

- ・コンプライアンス・アンド・オペレーショナル・リスク・コミッティー
- ・金融リスク管理委員会
- ・インフラストラクチャー・オーバーサイト・コミッティー
- ・フランチャイズ・コミッティー
- ・テクノロジー・コミッティー
- ・コンダクト・リスク・コミッティー

#### C．内部管理部門

当社の内部管理統括責任者は、コンプライアンス本部長であり、内部管理部門の責任者および各営業部門のシニア・リスク・オフィサーは、内部管理統括責任者に対して、重要案件を報告しています。内部管理部門、内部管理責任者および内部管理統括責任者は、営業部門から独立しております。当社の主な内部管理部門は、以下の通りです。

- ・法務・コンプライアンス本部
- ・ファイナンス本部（主計部、財務部および税務部）
- ・リスク管理本部（マーケットリスク管理部、クレジットリスク管理部、オペレーショナル・リスク管理部およびリクイディティリスク管理部）
- ・内部監査部
- ・広報部

なお、法務・コンプライアンス本部内のコンプライアンス・テストング・チームが、個別の業務について、規制上の潜在的な問題点の検討を行い、研修の必要性や手続きの改善策等を特定するために、主要なポリシーの遵守状況およびリスクを検証しております。

#### < 内部統制システムの整備の状況 >

当社は、モルガン・スタンレー・グループの連結子会社であり、モルガン・スタンレー・グループのグローバル・ポリシーおよび手続きを指針とするものの、当社の取締役会並びに取締役会により授権されたコミッティーおよび上級役員に帰属する決定権限に常に服します。

当社の内部統制システムは、取締役会により、「業務の適正を確保するための体制」として決議されており、主に以下の体制を定めております。

- ・ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 上記の使用人の取締役からの独立性および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役は職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続等に係る方針に関する事項
- ・ その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制

#### 責任限定契約内容の概要

会社法第427条第1項および定款の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、法令が規定する最高責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

#### 取締役会で決議できることとした株主総会決議事項

##### < 取締役及び監査役の実任免除 >

当社は、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）が、萎縮することなく業務を執行することを可能とするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

##### < 中間配当の決定機関 >

当社は、機動的な株主への利益還元や資本政策を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

#### 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、種類株主Xおよび種類株主Yは、それぞれX種株主総会およびY種株主総会において、取締役をそれぞれ4名および6名まで選任することができる旨を定款に定めております。

また、各種類株主総会において選任された取締役の解任は、法令に別段の定めがある場合を除き、当該種類株主総会の決議により行う旨を定款に定めております。

## リスク管理体制整備の状況

当社は、モルガン・スタンレーが定めるリスク管理の基本原則に基づき、リスク管理規程を定め、適切なリスク管理に努めております。

当社においては、営業部門から独立した形で、リスク管理本部のもと、マーケットリスク管理、クレジットリスク管理、オペレーショナルリスク管理、リクイディティリスク管理およびモデルリスク管理が運営されています。

さらに包括的なリスク管理の運営のため、各種委員会（金融リスク管理委員会、コンプライアンス・アンド・オペレーショナル・リスク・コミッティー、フランチャイズ・コミッティー、インフラストラクチャー・オーバーサイト・コミッティー、テクノロジー・コミッティー、コンダクト・リスク・コミッティー）がマネジメント・コミッティーのもと設置されています。

## 役員報酬の内容

取締役について該当事項はありません。なお、取締役それぞれの雇用会社より別途従業員給与の支払があります。監査役に対する報酬は年間1千3百万円を支払っております。

## 種類株式の概要

### <種類株式Wの内容>

#### （議決権）

1. 種類株式Wは、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。
2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式Wの種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

#### （剰余金配当請求権）

種類株式W一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額は、種類株式X一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額と同額とし、配当の順位は同順位とします。

### <種類株式Xの内容>

#### （議決権）

種類株式Xは、株主総会において、一株につき一個の議決権を有します。

#### （剰余金配当請求権）

種類株式X一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額は、種類株式W一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額と同額とし、配当の順位は同順位とします。

#### （取締役の選解任権）

種類株式の株主（以下「種類株主X」という。）は、種類株主Xを構成員とする種類株主総会（以下「種類株主総会」という。）において、取締役を4名まで選任することができます。X種類株主総会において選任された取締役の解任は、法令に別段の定めがある場合を除き、X種類株主総会の決議により行います。

#### （拒否権）

1. 次の各号に掲げる事項は、法令、本定款または取締役会規則に従い必要とされる株主総会または取締役会の決議のほか、X種類株主総会の決議を要するものとします。

(1) 定款または取締役会規則の改定、変更または廃止

(2) 発行可能株式総数の変更、株式分割、株式併合、株式等（株式その他の持分（名称および議決権の有無を問いません。）または新株予約権、オプション、ワラントその他の株式その他の持分への転換若しくは交換が可能な、若しくはそれらの取得権が付された、有価証券もしくは権利をいいます。以下同じ）の発行（自己株式の処分を含みます。）

(3) 合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の会社等との経営統合

(4) 重要な組合契約、合弁契約、業務提携契約、損益共通契約またはマネジメント契約の締結、変更、更新または解約

(5) 他の会社等の事業の全部若しくは重要な一部または株式その他の持分の取得、賃貸または処分（単一の取引によるか複数の取引によるかを問いません。ただし、通常業務の範囲内で行われる場合を除きます。）

(6) 解散または特別清算、破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他の倒産法に基づく手続の申立て、または、第三者による申立てへの同意

(7) 当社子会社による第2号（当社の完全子会社が当社または当社の他の完全子会社に対して株式等を発行する場合を除きます。）から第6号までに掲げる行為を当該子会社の株主総会での議決権行使その他の方法により承認することの決定

2. 前項において「子会社」とは、ある者（法人、組合、有限責任会社、社団（法人格の有無は問いません。）、信託その他の法人、組織等を含みます。以下同じ）に関し、その時点において通常の場合で、

取締役の選任に際して議決権を行使できる発行済株式の少なくとも過半数の議決権が、直接または間接に、その者により、その者およびその者の一若しくは二以上の子会社によりまたはその者の一若しくは二以上の子会社により所有されている法人、その他の者（法人を除きます。）で、その時点において通常の場合、少なくとも過半数の議決権持分が直接または間接に、その者により、その者およびその者の一若しくは二以上の子会社によりまたはその者の一若しくは二以上の子会社により所有または支配されている者、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の修正を含みます。）第8条第3項において子会社とされる事業体、または米国1956年銀行持株会社法およびその下位規則において子会社とされる事業体を意味し、「完全子会社」とは、ある者またはその者の他の完全子会社のみが自己資本（株式、組合持分、出資証券またはその他の単位であるかを問いません。）を保有する者を意味します。

#### < 種類株式 Y の内容 >

##### （議決権）

1. 種類株式 Y は、株主総会において、一株につき一個の議決権を有します。
2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式 Y の種類株主（以下「種類株主 Y」という。）を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

##### （剰余金配当請求権）

種類株式 Y は、剰余金の配当および中間配当金の配当を受ける権利を有しません。

##### （取締役の選解任権）

種類株主 Y は、種類株主 Y を構成員とする種類株主総会（以下「Y 種株主総会」という。）において、取締役を6名まで選任することができます。Y 種株主総会において選任された取締役の解任は、法令に別段の定めがある場合を除き、Y 種株主総会の決議により行います。

#### < 種類株式 Z の内容 >

##### （議決権）

1. 種類株式 Z は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。
2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式 Z の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

##### （剰余金配当請求権）

種類株式 Z は、剰余金の配当および中間配当金の配当を受ける権利を有しません。

## ( 2 ) 【 役員の状況】

## 役員一覧

男性10名 女性1名( 役員のうち女性の比率9%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会会長	内田 和人	1960年7月12日	1985年4月 株式会社三菱銀行入行 1996年4月 株式会社東京三菱銀行 2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行 円貨資金証券部 次長(ALM・円資金担当) 2007年8月 同 企画部経済調査室長 兼 企業調査部長 (特命担当) 2011年6月 同 執行役員 円貨資金証券部長 2014年5月 同 執行役員 融資企画部長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 投融資企画部長 2015年7月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 融資企画部長 2016年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行 常務執行役員 市場部門副部門長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 市場事業担当 2017年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行 常務執行役員 市場部門長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 市場事業本部副本部長 2017年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行 取締役常務執行 役員 市場部門長 MUFG Securities Americas Inc. 取締役(現 職) 2018年4月 株式会社三菱UFJ銀行 取締役常務執行役 員 市場部門長 2019年4月 同 取締役常務執行役員 2019年6月 同 顧問(現職) 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 顧 問(現職) 当社 取締役会会長(現職)	(注3)	-
代表取締役社長	田村 浩四郎	1966年5月7日	1989年1月 シティコープ・ヴィッカーズ証券会社 入社 1990年9月 ジェームス・ケペル証券会社 入社 1991年10月 パークレイズ(BZW)証券会社 入社 1996年11月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド 東京支店 入社 2008年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社 取締役兼 株式統括本部長 2010年4月 モルガン・スタンレー・ホールディングス株式 会社 取締役 2010年5月 当社 取締役兼株式統括本部長 2019年4月 当社 代表取締役社長(現職) モルガン・スタンレー・ホールディングス株式 会社 代表取締役社長(現職) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会 社 取締役会長(現職)	(注3)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	佐藤 保雄	1963年2月7日	1986年10月 モルガン・スタンレー・インターナショナル・リミテッド(モルガン・スタンレー)東京支店 入社 2005年10月 モルガン・スタンレー証券準備株式会社 取締役 2006年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社 取締役兼ファイナンス統括本部長 2007年10月 モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 取締役(現職) 2010年5月 当社 取締役兼管理統括本部長(現職) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 取締役(現職)	(注3)	-
取締役	若松 剛	1967年8月20日	1991年4月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド東京支店 入社 2005年5月 同社 投資銀行本部株式資本市場部 部長 2008年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社 投資銀行本部資本市場部 部長 2010年5月 当社 資本市場部 部長 2011年1月 当社 資本市場統括本部 本部長(現職) 2011年6月 当社 取締役(現職)	(注3)	-
取締役	デイビッド・クラットワージー	1970年6月7日	1994年9月 メリルリンチ・インターナショナル 2004年8月 野村インターナショナル・ビーエルシー 2009年10月 インフィニティ・キャピタル・マーケッツ・リミテッド 2010年3月 モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド 2016年4月 モルガン・スタンレー・アジア・インターナショナル・リミテッド 取締役(現職) 2016年12月 当社へ出向 2019年4月 当社 取締役兼株式統括本部長(現職) モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 取締役(現職)	(注4)	-
取締役	山下 幹夫	1950年10月20日	1981年8月 野村証券株式会社 入社 2000年7月 モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ジャパン・リミテッド 入社 2006年3月 モルガン・スタンレー証券準備株式会社 取締役 2006年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社 取締役兼コンプライアンス本部長 2007年10月 モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 取締役(現職) 2010年5月 当社 取締役兼コンプライアンス本部長(現職)	(注3)	-
取締役	橋本 幸子	1968年7月16日	1992年1月 JPモルガン証券会社 入社 2001年4月 クレディ・スイス・ファースト・ボストン 入社 2008年5月 モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド香港 入社 2011年6月 当社 出向 2012年9月 当社 入社 2013年1月 当社 取締役兼債券統括本部長(現職) モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 取締役(現職)	(注3)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	三杯 力	1960年8月23日	1985年4月 株式会社東京銀行 入行 2006年8月 三菱UFJ証券株式会社(現:三菱UFJ証券ホールディングス株式会社) 投資開発部長 2009年12月 三菱UFJセキュリティーズ(シンガポール) 社長 2014年6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 執行役員 2015年7月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 2017年6月 当社 取締役(現職) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 常務取締役 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 常務取締役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員(現職) 2018年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 取締役 常務執行役員(現職) 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 取締役 常務執行役員(現職)	(注3)	-
取締役	緒方 裕之	1965年9月10日	1990年4月 株式会社三菱銀行 入行 2011年4月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 金融市場部長 2015年6月 同社 執行役員(現職) 2016年6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 執行役員(現職) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員(現職) 2017年12月 当社 取締役(現職)	(注3)	-
取締役	瀧野 俊郎	1963年2月16日	1986年4月 株式会社三和銀行 入行 2008年11月 三菱UFJ証券株式会社(現:三菱UFJ証券ホールディングス株式会社) 市場商品統括部長 2010年5月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 セールストレーディング部長 2012年6月 三菱UFJセキュリティーズインターナショナル(現:MUFJセキュリティーズEMEA) MD 2014年6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 内部監査部長 2014年12月 同社グローバル業務戦略部特命部長 2015年1月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 市場企画部銀証S&T戦略推進室長 2017年6月 当社 取締役(現職) [三菱UFJ証券ホールディングス株式会社本社勤務(当社派遣)(現職)]	(注3)	-
監査役	猪鼻 孝夫	1949年11月27日	1974年9月 アーンスト・アンド・アーンスト東京事務所 入所 1981年8月 公認会計士登録 1988年5月 米国ニューヨーク州公認会計士登録 1996年7月 太田昭和監査法人 代表社員(現:EY新日本有限責任監査法人) 2008年4月 明治大学専門職大学院 教授(現職) 2010年7月 当社 監査役(現職)	(注5)	-

(注) 1. 取締役 内田和人、三杯力、緒方裕之および瀧野俊郎は、社外取締役です。

2. 監査役 猪鼻孝夫は、社外監査役です。

3. 2019年6月27日から2020年3月期にかかる定時株主総会終結の時までです。

4. 2019年4月1日から2020年3月期にかかる定時株主総会終結の時までです。

5. 2018年6月28日から2022年3月期にかかる定時株主総会終結の時までです。

6. 取締役 田村浩四郎、佐藤保雄、若松剛、デイビッド・クラットワーシー、山下幹夫および橋本幸子はY種種類株主総会にて、取締役 内田和人、三杯力、緒方裕之および瀧野俊郎はX種種類株主総会にて選任された取締役です。

社外役員の状況

当社と社外取締役および社外監査役との間には、記載すべき利害関係はありません。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

当社には1名の監査役があり、監査役は、取締役会に出席するとともに、社内のその他の重要な会議に出席することが認められています。監査役は、取締役等から事業の報告を受けるとともに、重要書類の閲覧、内部監査部や会計監査人から報告等を受けることにより、取締役の職務執行を監査しております。また監査役は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### 内部監査の状況

内部監査部は、独立的な立場で当社のリスク管理過程の継続的な改善を促進する他、当社の業務リスクを認識・評価し、内部統制機構の適切性と有効性を判断します。内部監査部は、監査計画、重要な監査指摘事項等をマネジメント・コミッティーおよびコンプライアンス・アンド・オペレーティング・リスク・コミッティーに報告しており、監査指摘事項は、各部門のマネジメントが改善遂行の責任を負い、内部監査部は定期的に進捗状況をフォローアップしています。また、内部監査部は、定期的に取り締役会にも報告しております。2019年3月末現在における内部監査部の人員は、10名となっております。

当社では、内部監査部、監査役および会計監査人は、有効に監査を行うため、必要に応じて意見・情報交換を行い、相互に連携強化に努めております。

#### 会計監査の状況

##### A．監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### B．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 佐藤 嘉雄

指定有限責任社員 業務執行社員 正田 誠

指定有限責任社員 業務執行社員 小野 大樹

##### C．監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者	人数
公認会計士	6名
会計士試験合格者等	8名
その他	12名
合計	26名

##### D．監査法人の選定方針と理由

当社は会計監査人としての監査法人の選定に当たり、グローバルにビジネスを展開するモルガン・スタンレー・グループならびに当社にとって、効果的・効率的な一体化した監査サービスを受けることができる監査法人を選定しています。その観点から、有限責任監査法人トーマツは当社の最終親会社であるモルガン・スタンレーの独立監査人であるDeloitteのネットワーク・ファームであること及びトーマツの当社担当チームの当社のビジネスについての理解、証券業界についての一般的専門知識等を評価し、当社の会計監査人として選任しています。

なお、監査役は、会計監査人としての監査法人の監査活動の適切性、妥当性を評価し、当該監査法人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査法人を会計監査人から解任します。

## E．監査役による監査法人の評価

監査役は、経営執行部門から会計監査人としての監査法人の活動実態について報告聴取するほか、自ら事業年度を通して、会計監査人から会計監査についての報告聴取を行い、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価します。

## 監査報酬の内容等

## A．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	60	22	71	33
計	60	22	71	33

（注） 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

（前事業年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の保証業務、財務諸表の翻訳等の助言・指導業務です。

（当事業年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の保証業務、財務諸表の翻訳等の助言・指導業務です。

## B．監査公認会計士等と同一のネットワークファームに対する報酬（A．を除く）

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

## C．その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

## D．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等の報酬につきましては、規模、監査に要する人員および監査日数等を総合的に勘案した上で決定しております。

## E．監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役は、会計監査人より提出のあった「監査計画概要説明」の妥当性や適切性を確認し、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条1項の同意を行っております。

## （４）【役員の報酬等】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては「４ コーポレート・ガバナンスの状況等（１）コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

## （５）【株式の保有状況】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 財務諸表作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

なお、当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成30年6月8日内閣府令第29号）附則第2条ただし書きにより、改正後の財務諸表に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準の内容を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、適正な人員の確保、会計専門誌の購読に加え、専門的情報を有する団体等が主催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

( 1 ) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

( 2 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金・預金	264,319	206,727
預託金	7,194	7,375
顧客分別金信託	7,079	7,260
その他の預託金	115	115
トレーディング商品	1,581,762	1,598,144
商品有価証券等	1 1,248,593	1 1,302,471
デリバティブ取引	333,168	295,672
営業投資有価証券	0	0
信用取引資産	19,233	36,359
信用取引借証券担保金	4 19,233	4 36,359
有価証券担保貸付金	5,099,570	7,112,195
借入有価証券担保金	4 4,684,555	4 6,462,449
現先取引貸付金	4 415,014	4 649,746
立替金	1	475
顧客への立替金	0	475
その他の立替金	1	0
短期差入保証金	233,119	179,098
信用取引差入保証金	5,770	10,907
先物取引差入証拠金	4,520	8,787
その他の差入保証金	222,829	159,402
有価証券等引渡未了勘定	197	638
支払差金勘定	-	1,417
前払費用	349	448
未収入金	599	933
未収収益	5 20,300	5 21,298
その他の流動資産	0	34
流動資産計	7,226,649	9,165,147
固定資産		
有形固定資産	111	112
器具備品	111	112
投資その他の資産	4,404	5,514
投資有価証券	413	413
出資金	0	0
長期差入保証金	648	569
繰延税金資産	3,332	4,521
その他	9	9
固定資産計	4,515	5,627
資産合計	7,231,164	9,170,774

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
トレーディング商品	1,259,877	1,492,923
商品有価証券等	1,949,363	1,127,552
デリバティブ取引	310,513	216,371
約定見返勘定	127,712	124,019
信用取引負債	12,615	10,799
信用取引貸証券受入金	3,12,615	3,10,799
有価証券担保借入金	4,844,905	6,643,645
有価証券貸借取引受入金	3,2,153,262	3,3,188,188
現先取引借入金	3,5,2,691,642	3,5,3,455,457
預り金	3,511	4,538
顧客からの預り金	6,3,115	6,4,095
その他の預り金	396	442
受入保証金	178,031	164,837
信用取引受入保証金	3,321	3,111
先物取引受入証拠金	-	-
その他の受入保証金	174,709	161,726
有価証券等受入未了勘定	197	405
受取差金勘定	34	-
短期借入金	2,9,000	-
関係会社短期借入金	5,350	5,187,002
一年内返済予定の長期借入金	2,5,000	-
一年内返済予定の関係会社長期借入金	5,7,60,000	5,7,30,000
未払金	156	585
未払費用	5,12,280	5,14,193
未払法人税等	23	8,234
その他の流動負債	6	56
流動負債計	6,513,702	8,681,243
<b>固定負債</b>		
社債	83,025	106,675
長期借入金	104,700	134,300
関係会社長期借入金	5,7,345,513	5,7,60,000
出向者費用引当金	2	-
その他の固定負債	165	286
固定負債計	533,405	301,261
<b>特別法上の準備金</b>		
金融商品取引責任準備金	8,10,454	8,10,454
その他特別法上の準備金	8,10	-
特別法上の準備金計	10,464	10,454
負債合計	7,057,573	8,992,958
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	62,149	62,149
資本剰余金	96,849	96,849
資本準備金	16,849	16,849
その他資本剰余金	80,000	80,000
利益剰余金	50,596	54,821
その他利益剰余金	50,596	54,821
繰越利益剰余金	50,596	54,821
自己株式	36,004	36,004
株主資本合計	173,591	177,815
純資産合計	173,591	177,815
負債・純資産合計	7,231,164	9,170,774

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>営業収益</b>		
受入手数料	83,526	90,227
委託手数料	1,129	1,226
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘 等の手数料	332	649
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等 の取扱手数料	1,389	2,675
その他の受入手数料	1,480,674	1,485,677
トレーディング損益	11,209	7,569
株券等トレーディング損益	5,768	3,004
債券等トレーディング損益	5,463	4,499
その他のトレーディング損益	22	64
金融収益	22,205	22,814
営業投資有価証券関連損益	96	5
営業収益計	117,038	120,617
金融費用	128,454	129,504
純営業収益	88,584	91,113
販売費・一般管理費		
取引関係費	9,296	8,962
人件費	1,232,797	1,220,794
不動産関係費	12,736	12,776
事務費	174	107
租税公課	1,773	2,231
グループ会社間における配賦費用	120,572	122,754
その他	522	2,299
販売費・一般管理費計	59,874	59,926
営業利益	28,709	31,186
営業外収益		
為替差益	-	313
その他	22	11
営業外収益計	22	324
営業外費用		
為替差損	223	-
その他	0	0
営業外費用計	223	0
経常利益	28,508	31,511
特別利益		
商品先物取引責任準備金戻入益	-	10
特別利益計	-	10
税引前当期純利益	28,508	31,522
法人税、住民税及び事業税	6,297	11,416
法人税等調整額	2,533	1,189
法人税等合計	8,831	10,226
当期純利益	19,677	21,295

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	62,149	16,849	80,000	96,849	43,592	43,592
当期変動額						
剰余金の配当					4 12,674	4 12,674
当期純利益					19,677	19,677
当期変動額合計	-	-	-	-	7,003	7,003
当期末残高	62,149	16,849	80,000	96,849	50,596	50,596

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	36,004	166,587	166,587
当期変動額			
剰余金の配当		4 12,674	4 12,674
当期純利益		19,677	19,677
当期変動額合計	-	7,003	7,003
当期末残高	36,004	173,591	173,591

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	62,149	16,849	80,000	96,849	50,596	50,596
当期変動額						
剰余金の配当					4 17,071	4 17,071
当期純利益					21,295	21,295
当期変動額合計	-	-	-	-	4,224	4,224
当期末残高	62,149	16,849	80,000	96,849	54,821	54,821

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	36,004	173,591	173,591
当期変動額			
剰余金の配当		4 17,071	4 17,071
当期純利益		21,295	21,295
当期変動額合計	-	4,224	4,224
当期末残高	36,004	177,815	177,815

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	28,508	31,522
商品取引責任準備金の増減額 ( は減少 )	-	10
受取利息及び受取配当金	390	719
支払利息	3,279	3,318
為替差損益 ( は益 )	127	1,467
顧客分別金信託の増減額 ( は増加 )	2,260	180
トレーディング商品の増減額 ( は増加 )	268,554	216,664
営業投資有価証券の増減額 ( は増加 )	405	-
約定見返勘定の増減額 ( は増加 )	9,360	3,692
信用取引資産及び信用取引負債の増減額 ( は増加 )	4,343	18,941
有価証券担保貸付金及び有価証券担保借入金 の増減額 ( は増加 )	175,037	213,885
立替金及び預り金の増減額 ( は増加 )	706	553
短期差入保証金の増減額 ( は増加 )	80,465	54,021
受入保証金の増減額 ( は減少 )	94,046	13,193
支払差金勘定及び受取差金勘定の増減額 ( は増加 )	238	1,452
有価証券等引渡未了勘定及び有価証券等受入未了 勘定の増減額 ( は増加 )	38	233
未収収益の増減額 ( は増加 )	248	1,108
未払費用の増減額 ( は減少 )	9,471	1,986
その他	756	397
小計	259,255	53,579
利息及び配当金の受取額	267	830
利息の支払額	3,217	3,392
法人税等の支払額	14,468	3,393
営業活動によるキャッシュ・フロー	276,674	47,624
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	3	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	3	1
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
関係会社短期借入金の純増減額 ( は減少 )	1,205	4,136,114
短期借入金の純増減額 ( は減少 )	9,000	9,000
親会社長期借入金の純増減額 ( は減少 )	3,227,813	3,426,749
長期借入れによる収入	2,35,700	2,89,600
長期借入金の返済による支出	2,50,975	2,65,000
社債の発行による収入	37,540	23,650
配当金の支払額	12,674	17,071
財務活動によるキャッシュ・フロー	245,198	106,456
現金及び現金同等物に係る換算差額	274	1,241
現金及び現金同等物の増減額 ( は減少 )	31,205	57,592
現金及び現金同等物の期首残高	295,525	264,319
現金及び現金同等物の期末残高	1,264,319	1,206,727

## 【注記事項】

## (重要な会計方針)

## 1. トレーディングの目的及び範囲

当社が行うトレーディングは、自己の計算において、(イ)時価の変動又は市場間の格差等を利用して利益を得ること、及び(ロ)(イ)の目的で行う取引等により生じた損益を減少させることを目的としております。

当社が行うトレーディングの範囲は、トレーディング目的で行う有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引、外国通貨に係る取引、金融商品取引法第35条第2項及び第3項により届け出た業務に係る取引及び同条第4項の規定により承認を受けた業務に関わる取引、及びそれらに類似する取引です。

## 2. 有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

## トレーディング商品

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。

## その他有価証券

## イ) 時価のあるもの

移動平均法による時価法を採用しております。

取得価額との評価差額は全部純資産直入法を採用しております。

## ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

## 3. 特別法上の準備金及び引当金の計上基準

## 金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるために、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定める額を積み立てております。

## 商品先物取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるために、商品先物取引法第221条の規定に基づき商品先物取引法施行規則第111条に定める額を計上しております。

## 出向者費用引当金

出向者費用の負担に備えるため、当期末における負担見込額を計上しております。

## 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。当期末には貸倒引当金の残高はありません。

## 4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金および要求払預金、取得日から3ヶ月以内に満期日が到来する定期預金からなっております。

## 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 消費税および地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

資産に係る控除対象外の消費税及び地方消費税は発生事業年度の期間費用として処理しております。

## デリバティブ取引の相殺表示

法的に有効なマスターネットリング契約を有する同一相手先に対するデリバティブ取引については、金融資産と金融負債を相殺して表示しております。

## 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）を適用しております。

## （会計方針の変更）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度において受入手数料及び販売費及び一般管理費が、それぞれ軽微な金額で同額増加しております。繰越利益剰余金の当期首残高に変動はありません。

## （表示方法の変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」58百万円は、「投資その他の資産」の3,332百万円に含めて表示しております。

## (貸借対照表関係)

## 1. 商品有価証券等の内訳

## 資産の部

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
株式・ワラント	487,709百万円	491,155百万円
債券	759,456	805,674
受益証券	1,426	5,640
その他	1	1

## 負債の部

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
株式・ワラント	390,164百万円	596,055百万円
債券	556,343	680,419
受益証券	2,856	77

## 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

## 担保に供している資産

前事業年度において、消費貸借取引により受け入れた有価証券13,972百万円を短期借入金及び一年内返済予定の長期借入金の担保として差し入れております。

## 担保に係る債務

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期借入金	9,000百万円	- 百万円
一年内返済予定の長期借入金	5,000	-

## 3. 差し入れた有価証券等の時価額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
信用取引貸証券	11,974百万円	10,463百万円
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	2,019,401	3,190,017
現先取引で売却した有価証券	2,450,477	3,457,366
その他担保として差し入れた有価証券等	85,866	59,749

## 4. 受け入れた有価証券等の時価額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
信用取引借証券	19,640百万円	35,807百万円
消費貸借契約により借り入れた有価証券	4,265,998	6,450,224
現先取引で買い付けた有価証券	391,237	650,126
受入証拠金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)	14,601	28,149
受入保証金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)	21,015	19,484
その他担保として受け入れた有価証券で、自由処分権の付されたもの	18,048	19,416

## 5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
未収収益	9,597百万円	1,106百万円
未払費用	30	10
現先取引借入金	815,411	1,174,031
関係会社短期借入金	350	187,002
一年内返済予定の関係会社長期借入金	60,000	30,000
関係会社長期借入金	345,513	60,000

## 6. 取締役に対する金銭債務

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
取締役に対する金銭債務	156百万円	168百万円

## 7. 劣後特約付借入金

一年内返済予定の関係会社長期借入金及び関係会社長期借入金に含まれている「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52条)第176条に定める劣後特約付借入金は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
一年内返済予定の関係会社長期借入金	60,000百万円	30,000百万円
関係会社長期借入金	30,000	60,000

## 8. 特別法上の準備金

金融商品取引法の規定に基づく準備金を計上しており、計上を規定した法令の条項は以下のとおりです。

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5  
商品取引責任準備金 商品先物取引法第221条

## 9. ローン・パーティシペーション

ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日)に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の当期末残高は416億7千6百万円(3億7千6百万米ドル)(前事業年度末残高は744億9千9百万円(7億米ドル))です。

## 10. コミットメントライン

貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度まで資金を貸し付けることを約する契約です。当期末における当該契約に係る融資未実行残高は358億9千万円(3億2千3百万米ドル)(前事業年度末残高なし)です。なお、これらの貸出コミットメントに基づく融資について、当社はグループ会社及び第三者から同額のローン・パーティシペーションを受ける契約を当該グループ会社及び第三者と締結していません。

## (損益計算書関係)

## 1. 関係会社との取引

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業取引による取引高		
その他の受入手数料	75,268百万円	63,336百万円
金融費用	126	422
人件費	1,208	1,086
グループ会社間における配賦費用	1,849	2,221
営業取引以外による取引高	1	-

## 2. 人件費の主な内容

人件費には主な項目として、グループ会社からの請求に基づく出向者人件費負担額である出向者負担金  
が前事業年度において22,197百万円、当事業年度において19,295百万円含まれております。

そのうちモルガン・スタンレー・グループ株式会社からの請求に基づく出向者人件費負担額は、前事業  
年度は22,119百万円、当事業年度は19,332百万円であり、それぞれの内訳は以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
従業員給料・報酬相当額	20,480百万円	16,317百万円
福利厚生費相当額	804	1,808
退職金・退職給付費用相当額	834	1,205

## 3. 出向者費用引当金繰入額

人件費に含まれている出向者費用引当金繰入額は以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
出向者費用引当金繰入額	1百万円	-百万円

## 4. その他の受入手数料の主な内容

その他の受入手数料には主な項目として、グループ会社間における移転価格手数料が以下のとおり含ま  
れております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
グループ会社間における移転価格手数料	75,157百万円	79,802百万円

(注) 移転価格手数料とは、国外関連取引における受取手数料で、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに  
基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い独立企業間価格として算定されたものです。

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
種類株式W	99,900	-	-	99,900
種類株式X	49	-	-	49
種類株式Y	51	-	-	51

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
種類株式W	11,430	-	-	11,430

## 3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月29日 定時株主総会	種類株式W	5,288	59,780	2017年3月31日	2017年6月30日
2017年6月29日 定時株主総会	種類株式X	2	59,780	2017年3月31日	2017年6月30日
2017年12月19日 取締役会	種類株式W	7,378	83,400	2017年9月30日	2017年12月20日
2017年12月19日 取締役会	種類株式X	4	83,400	2017年9月30日	2017年12月20日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月29日 定時株主総会	種類株式W	利益剰余金	12,288	138,905	2018年3月31日	2018年6月30日
2018年6月29日 定時株主総会	種類株式X	利益剰余金	6	138,905	2018年3月31日	2018年6月30日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
種類株式W	99,900	-	-	99,900
種類株式X	49	-	-	49
種類株式Y	51	-	-	51

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
種類株式W	11,430	-	-	11,430

## 3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月29日 定時株主総会	種類株式W	12,288	138,905	2018年3月31日	2018年6月30日
2018年6月29日 定時株主総会	種類株式X	6	138,905	2018年3月31日	2018年6月30日
2018年12月19日 取締役会	種類株式W	4,772	53,950	2018年9月30日	2018年12月20日
2018年12月19日 取締役会	種類株式X	2	53,950	2018年9月30日	2018年12月20日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	種類株式W	利益剰余金	16,511	186,630	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年6月27日 定時株主総会	種類株式X	利益剰余金	9	186,630	2019年3月31日	2019年6月28日

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載する科目の金額との関係は以下のとおりです。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
現金・預金	264,319百万円	206,727百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	264,319	206,727

2. 長期借入れによる収入及び長期借入金の返済による支出には、関係会社長期借入金のうち劣後特約付きのものに係る収入及び支出をそれぞれ以下のとおり含めております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
関係会社長期借入金のうち劣後特約付きのもの に係る収入	15,000百万円	60,000百万円
関係会社長期借入金のうち劣後特約付きのもの に係る支出	15,000	60,000

3. 親会社長期借入金に係るキャッシュ・フローは、当該借入が反復継続的に借入額の増額及び部分返済を行うことができる取引であることから、当事業年度における純増減額を表示しております。

## 4. 重要な非資金取引

2018年7月5日付で、親会社から借り入れていた長期借入金50,764百万円の契約変更を行い、同日より同額の短期借入金としております。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## 金融商品に対する取組方針

当社は有価証券の売買及び媒介、有価証券の引受け及び売出し、自己資金による投資を中心に金融サービス事業を行っておりますが、これらの事業を行なうため、主に親会社からの資金調達を行っております。

また当社の保有するトレーディング商品や現先取引につきましてはリスク管理目的から既存のポジションとは反対のポジションをグループ会社に対して保有して、リスクをグループ会社に移転することもあります。

## 金融商品の内容及びそのリスク

## 有価証券

有価証券のうちトレーディング商品は主に株式、債券、受益証券です。

これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は主に非上場株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有されております。これらは価格変動リスク、発行体の信用リスク及び流動性リスクに晒されております。

## デリバティブ

当社が保有するデリバティブはトレーディング商品として保有されており、金利リスク、為替リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。取引所取引ではないデリバティブについては、取引先の信用リスクにも晒されております。

## 借入金

当社の借入金の主たる借入先は親会社及び金融機関ですが、変動金利による借入があり金利の変動リスクに晒されております。

## 金融商品に係る主たるリスク管理体制

リスク管理方法、限度額及び適用方法等について、グローバル・ベースで下記に述べる算定方法で計算し、限度枠の設定をしております。

## マーケットリスク

イ) 各部門のリスク管理責任者(以下、「管理責任者」という。)は、部門内のリスク限度枠の範囲内で、グローバル・ベースでのビジネスに鑑み、部門内のグループ毎にリスク限度枠を設定し、監視する。当社レベルでのリスク限度枠について変更する場合には、グローバル・レベルで承認を得る必要がある。

ロ) 証券管理部は、各トレーダーの記録及びポジションを照合する。また、ファイナンス部は、独自に入手した外部の情報端末(ロイター・テレレート等)の価格等をもとに、管理システムに記録された価格の整合性を確認する。約定日ベースかつ時価評価により損益の計算を日々行い、トレーダー及び各デスク管理者、管理責任者へと報告する。

ハ) ファイナンス部は、自己資本規制上のリスクを日々計算し、金融リスク管理委員会及びマネジメント・コミッティー又は必要な場合代表取締役へ報告する。

ニ) マーケットリスク管理部は、市場リスクに係わる情報の収集、評価を行い、また業務に関する市場リスクの管理の評価・監視を行う。さらに、前述の事項に関して、金融リスク管理委員会及びマネジメント・コミッティー又は必要な場合代表取締役に報告を行い、ないしは改善策に関する助言を行う。

当社はリスク管理手法の一つにValue - at - Risk ( V a R ) を採用しておりますが、V a Rには以下のような特徴があります。

- ・過去のマーケットリスクの要因から将来のマーケットコンディションを正確に予想することは出来ない
- ・V a Rは保有期間を1日として計算されるためにリスクポジションが1日でヘッジ/解消できない場合を反映していない
- ・V a Rは平常ではない特殊な状態や95%の信頼水準を超えるような状態においてはリスクを正確に測定することは出来ない
- ・トレーディングポジションのマーケットリスクについて、それが僅少な場合にはV a Rには含まれておらず、また一部は推定に基づくためにより精緻にV a Rの計算をした場合には大きく相違する結果が導かれることがある

なお、決算日における当社のトレーディング業務全体のV a Rは、以下の通りです。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
V a R	419	391

#### クレジットリスク

イ) クレジットリスク管理部は、営業部門からの要請を受け、当社と取引を行う顧客が当社との取引を行う前に、当該顧客に対する信用力を審査、内部格付けを付与し、当該顧客の与信限度枠の設定を行うものとする。

ロ) 管理責任者は、顧客との間で信用リスクが生じる取引等に関する契約を締結しようとする場合は、事前にクレジットリスク管理部の審査を受けなければならない。

ハ) クレジットリスク管理部は、単一顧客に対する限度枠の使用状況、ポートフォリオの集中度を含めた信用リスクの管理を行うとともに、金融リスク管理委員会及びマネジメント・コミッティーへの報告を行う。

ニ) ファイナンス部は、自己資本規制上のリスクを日々計算し、金融リスク管理委員会及びマネジメント・コミッティーへ報告する。

当社は担保、サイズ、期間といった主要なリスク要因を通じてクレジットリスクを軽減する他、多種の金融商品によってクレジットリスクをヘッジしております。

#### 流動性リスク

当社においては、グローバル・レベルでのリスク管理に係る原則、ポリシー、手続き等に基づき、財務部において、流動性リスク管理がされている。リクイディティリスク管理部は、財務部から独立した立場で流動性リスクの監視を行う。

#### オペレーショナルリスク

当社においては、グローバル・レベルでのリスク管理に係る原則、ポリシー、手続き等に基づきチーフ・リスク・オフィサーが統括するリスク管理本部において、オペレーショナル・リスク管理が営業部門から独立して運営されている。

#### 金融商品の時価等についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合当該価額が異なる事もあります。

また、下記「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について主なものは次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません（参照）。

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	264,319	264,319	-
(2) トレーディング商品（商品有価証券等）	1,248,593	1,248,593	-
(3) 有価証券担保貸付金	5,099,570	5,099,570	-
(4) 短期差入保証金	233,119	233,119	-
資産計	6,845,603	6,845,603	-
(5) トレーディング商品（商品有価証券等）	949,363	949,363	-
(6) 約定見返勘定	127,712	127,712	-
(7) 有価証券担保借入金	4,844,905	4,844,905	-
(8) 受入保証金	178,031	178,031	-
(9) 短期借入金	9,000	8,999	0
(10) 関係会社短期借入金	350	350	-
(11) 一年内返済予定の長期借入金	5,000	4,999	0
(12) 一年内返済予定の関係会社長期借入金	60,000	60,037	37
(13) 社債	83,025	87,880	4,855
(14) 長期借入金	104,700	101,579	3,120
(15) 関係会社長期借入金	345,513	349,474	3,961
負債計	6,707,600	6,713,334	5,734
(16) デリバティブ取引	22,651	22,651	-
デリバティブ取引計	22,651	22,651	-

(1) 現金・預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(2) トレーディング商品（商品有価証券等）の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。

(3) 有価証券担保貸付金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(4) 短期差入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(5) トレーディング商品（商品有価証券等）の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。

(6) 約定見返勘定は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(7) 有価証券担保借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(8) 受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(9) 短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) 関係会社短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) 一年内返済予定の長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(12) 一年内返済予定の関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (13) 社債に組み込まれたデリバティブは区分経理し、貸借対照表計上額を算定しております。社債の時価は区分経理後の将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (14) 長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (15) 関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (16) 開示対象としたデリバティブ取引にはヘッジ会計は適用されておられません。  
 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。  
 デリバティブ取引の時価の算定方法については下記の通りです。

デリバティブ取引の種類等	時価の算定方法
有価証券指数等先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算指数
有価証券オプション取引(上場)	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
外国市場証券先物取引	主たる外国金融商品取引所が定める清算指数又は証拠金算定基準値段
金利スワップ、金利先渡取引、スワップション、CAP、FLOOR その他	原則として有担保取引及び株式会社日本証券クリアリング機構で清算する金利スワップ取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート(OIS)を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準にしたディスカウントレートにて受取・支払金額の現在価値を算出した価格。ロンドンクリアリングハウスで清算されるスワップは日本証券クリアリング機構のスワップレートとのベーススを加味する。コンスタントマチュリティスワップはコンベクシティアジャストをする。スワップション、CAP、FLOORについてはボラティリティーを加味する。
通貨スワップ	原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート(OIS)を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準に、通貨間のクロスカレンシーベーススを加味した各通貨のディスカウントレートにて受取・支払金額の現在価値を算出し、スポットの為替レートで邦貨換算した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
選択権付債券売買取引	アメリカンとヨーロッパ・オプションとも二項モデルを用いて評価する
国債証券先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算値段
国債証券先物オプション取引	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
直物、先物予約等の為替取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割り引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
通貨を対象資産とする全ての店頭オプション取引	スワップレート、ボラティリティー、コリレーション等を参考に受取/支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割り引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
TFX、LIFFE等に上場する通貨先物取引	TFXが定める清算価格 TFX以外の海外金融先物市場に上場されるものについては、各取引所が定める清算価格に準ずる価格
クレジット・デフォルト・スワップ	対象資産のクレジットスプレッド、リカバリーレートを基に社内モデルにて対象資産のサバイバル確率を導出し、それを用いて個別取引の受取・支払いキャッシュ・フローを計算し、原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート(OIS)を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準にしたディスカウントレートにて現在価値を算出した価格
有価証券先渡取引、有価証券店頭オプション取引	対象資産価格・ボラティリティー・金利・コリレーション等を基に社内モデルで算出した受取・支払の現在価値

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	206,727	206,727	-
(2) トレーディング商品（商品有価証券等）	1,302,471	1,302,471	-
(3) 有価証券担保貸付金	7,112,195	7,112,195	-
(4) 短期差入保証金	179,098	179,098	-
資産計	8,800,492	8,800,492	-
(5) トレーディング商品（商品有価証券等）	1,276,552	1,276,552	-
(6) 約定見返勘定	124,019	124,019	-
(7) 有価証券担保借入金	6,643,645	6,643,645	-
(8) 受入保証金	164,837	164,837	-
(9) 関係会社短期借入金	187,002	187,002	-
(10) 一年内返済予定の関係会社長期借入金	30,000	30,021	21
(11) 社債	106,675	107,451	776
(12) 長期借入金	134,300	129,665	4,634
(13) 関係会社長期借入金	60,000	60,573	573
負債計	8,727,033	8,723,770	3,263
(14) デリバティブ取引	79,272	79,272	-
デリバティブ取引計	79,272	79,272	-

- (1) 現金・預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (2) トレーディング商品（商品有価証券等）の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。
- (3) 有価証券担保貸付金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (4) 短期差入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (5) トレーディング商品（商品有価証券等）の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。
- (6) 約定見返勘定は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (7) 有価証券担保借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (8) 受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (9) 関係会社短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (10) 一年内返済予定の関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (11) 社債に組み込まれたデリバティブは区分経理し、貸借対照表計上額を算定しております。社債の時価は区分経理後の将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (12) 長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (13) 関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(14) 開示対象としたデリバティブ取引にはヘッジ会計は適用されておりません。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

デリバティブ取引の時価の算定方法については下記の通りです。

デリバティブ取引の種類等	時価の算定方法
有価証券指数等先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算指数
有価証券オプション取引(上場)	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
外国市場証券先物取引	主たる外国金融商品取引所が定める清算指数又は証拠金算定基準値段
金利スワップ、金利先渡取引、スワップション、CAP、FLOOR、通貨スワップ その他	日本証券クリアリング機構またはロンドンクリアリングハウスのどちらの清算機構のレートを参照するかを取引毎に区別する。どちらの機構をも使わない相対取引についても評価上どちらかの機構を想定する。その分類の後、それぞれのLIBORベースのスワップレートで将来の受取・支払金利を算出し、該当取引のネットキャッシュフローをそれぞれの機構のオーバーナイトインデックススワップ(OIS)レートで現在価値にディスカウントしたものを価格とする。コンスタントマチュリティスワップはコンベクシティアジャストをする。スワップション、CAP、FLOORについてはボラティリティーを加味する。通貨スワップについては通貨間のクロスカレンシーベースを加味する。
選択権付債券売買取引	アメリカンとヨーロピアン・オプションとも二項モデルを用いて評価する
国債証券先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算値段
国債証券先物オプション取引	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
直物、先物予約等の為替取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割り引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
通貨を対象資産とする全ての店頭オプション取引	スワップレート、ボラティリティー、コリレーション等を参考に受取/支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割り引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
TFX、LIFFE等に上場する通貨先物取引	TFXが定める清算価格 TFX以外の海外金融先物市場に上場されるものについては、各取引所が定める清算価格に準ずる価格
クレジット・デフォルト・スワップ	対象資産のクレジットスプレッド、リカバリーレートを基に社内モデルにて対象資産のサバイバル確率を導出し、それを用いて個別取引の受取・支払いキャッシュ・フローを計算し、原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート(OIS)を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準にしたディスカウントレートにて現在価値を算出した価格
有価証券先渡取引、有価証券店頭オプション取引	対象資産価格・ボラティリティー・金利・コリレーション等を基に社内モデルで算出した受取・支払の現在価値

時価を把握することが極めて困難と認められるために時価を注記していない金融商品

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
営業投資有価証券		
非上場株式	0	0
投資有価証券		
非上場株式	413	413
合計	413	413

(注) 非上場株式は市場価額が存在しないために、取得原価(ただし減損処理されたものについては株式の実質価額)をもって貸借対照表計上額としております。

金銭債権の償還予定額及び金銭債務の返済予定額

前事業年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超5年以内	5年超10年以内	10年超
金銭債権					
現金・預金	264,319	-	-	-	-
有価証券担保貸付金	5,099,570	-	-	-	-
短期差入保証金	233,119	-	-	-	-
金銭債権合計	5,597,009	-	-	-	-
金銭債務					
有価証券担保借入金	4,844,905	-	-	-	-
約定見返勘定	127,712	-	-	-	-
受入保証金	178,031	-	-	-	-
短期借入金	9,000				
関係会社短期借入金	350	-	-	-	-
一年内返済予定の長期借入金	5,000	-	-	-	-
一年内返済予定の関係会社長期借入金	60,000	-	-	-	-
社債	-	-	-	12,800	70,225
長期借入金	-	-	6,500	44,500	53,700
関係会社長期借入金	-	345,513	-	-	-
金銭債務合計	5,224,998	345,513	6,500	57,300	123,925

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超5年以内	5年超10年以内	10年超
金銭債権					
現金・預金	206,727	-	-	-	-
有価証券担保貸付金	7,112,195	-	-	-	-
短期差入保証金	179,098	-	-	-	-
金銭債権合計	7,498,021	-	-	-	-
金銭債務					
有価証券担保借入金	6,643,645	-	-	-	-
約定見返勘定	124,019	-	-	-	-
受入保証金	164,837	-	-	-	-
関係会社短期借入金	187,002	-	-	-	-
一年内返済予定の関係会社長期借入金	30,000	-	-	-	-
社債	-	-	-	15,200	91,475
長期借入金	-	-	6,500	57,000	70,800
関係会社長期借入金	-	60,000	-	-	-
金銭債務合計	7,149,505	60,000	6,500	72,200	162,275

(有価証券関係)

## 1. トレーディング商品

前事業年度(2018年3月31日)

(単位:百万円)

	時価	
	資産	負債
株式・ワラント	487,709	390,164
債券	759,456	556,343
受益証券	1,426	2,856
その他	1	-
前事業年度の損益に含まれた評価差額		16,959

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	時価	
	資産	負債
株式・ワラント	491,155	596,055
債券	805,674	680,419
受益証券	5,640	77
その他	1	-
当事業年度の損益に含まれた評価差額		8,307

## 2. 営業投資有価証券及び投資有価証券

その他有価証券で時価のあるもの

営業投資有価証券及び投資有価証券で時価のあるものはありません。

事業年度中に売却した営業投資有価証券及び投資有価証券

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

	売却額又は分配額	売却益又は分配益
営業投資有価証券		
非上場株式	308	96
合計	308	96

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	売却額又は分配額	売却益又は分配益
営業投資有価証券		
非上場株式	5	5
合計	5	5

## 減損処理を行った有価証券

前事業年度及び当事業年度において、有価証券の減損処理は行っておりません。

なお、時価のある有価証券の減損にあたって、事業年度末における時価の下落率が取得原価の50%以上の場合は、著しい下落かつ回復の見込みがないと判断して、減損処理を行う方針であります。また、時価の下落率が取得原価の50%未満の場合でも、時価の推移及び発行会社の財政状態を総合的に勘案して回復可能性を検討し、回復見込みがないと判断されたものについては、減損処理を行う方針であります。

## 保有目的の変更

事業年度中において、保有目的を変更した有価証券はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. トレーディングに係るもの

取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は次のとおりです。

通貨関連

前事業年度(2018年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	通貨スワップ	7,064,795	9,987	9,987
	為替先渡			
	資産	6,821,310	121,755	121,755
	負債	6,821,310	121,755	121,755
	為替オプション			
	資産	1,151,050	27,033	39,557
	負債	1,151,050	27,047	39,557
合計		23,009,518	9,973	9,987

(注) 時価の算定方法については、「(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項 (16) デリバティブ取引の時価の算定方法」に記載のとおりです。

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	通貨スワップ	9,650,740	38,312	38,312
	為替先渡			
	資産	7,112,467	71,427	71,427
	負債	7,112,468	71,427	71,427
	為替オプション			
	資産	1,432,162	28,163	18,115
	負債	1,432,162	28,157	18,109
合計		26,740,002	38,318	38,318

(注) 時価の算定方法については、「(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項 (14) デリバティブ取引の時価の算定方法」に記載のとおりです。

## 金利関連

前事業年度(2018年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価(注1)	評価損益
市場取引	債券先物			
	資産	208,451	87	87
	債券オプション			
	資産	138,260	75	2
	負債	90,000	38	4
	金利先物			
	負債	12,490	2	2
市場取引以外の取引	金利スワップ	137,675,529	(注2)6,883	6,883
	合計	138,134,724	7,083	6,976

(注)1 時価の算定方法については、「(金融商品関係) 2.金融商品の時価等に関する事項 (16)デリバティブ取引の時価の算定方法」に記載のとおりです。

- 2 株式会社日本証券クリアリング機構での変動証拠金の資金決済制度導入に伴い、変動証拠金の授受に代わり、損益差金の授受を行っております。

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価(注1)	評価損益
市場取引	債券先物			
	資産	117,608	110	110
	債券オプション			
	資産	155,560	42	10
	負債	212,800	14	-
市場取引以外の取引	金利スワップ	141,099,539	(注2)33,296	33,296
	先渡取引			
	資産	13,500	8	8
	負債	27,490	15	15
	合計	141,626,498	33,207	33,168

(注)1 時価の算定方法については、「(金融商品関係) 2.金融商品の時価等に関する事項 (14)デリバティブ取引の時価の算定方法」に記載のとおりです。

- 2 株式会社日本証券クリアリング機構での変動証拠金の資金決済制度導入に伴い、変動証拠金の授受に代わり、損益差金の授受を行っております。

その他

前事業年度(2018年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物			
	資産	32,046	369	369
	負債	61,185	862	862
市場取引以外の取引	エクイティスワップ	2,560,405	6,254	6,254
	クレジットデフォルトスワップ	178,361	0	0
	先渡取引			
	資産	-	5	5
	負債	9,734	110	110
	株式オプション			
	資産	65,628	5,798	5,350
	負債	65,627	5,855	5,419
合計		2,972,989	5,598	5,586

(注) 時価の算定方法については、「(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項 (16) デリバティブ取引の時価の算定方法」に記載のとおりです。

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物			
	資産	92,482	685	685
	負債	96,601	640	640
	株価指数オプション			
	資産	1,942	17	3
市場取引以外の取引	負債	157,502	1	0
	エクイティスワップ	2,794,684	6,170	6,170
	クレジットデフォルトスワップ	276,375	0	0
	株式オプション			
	資産	89,963	7,021	5,041
負債	89,951	5,476	4,837	
合計		3,599,504	7,775	6,422

(注) 時価の算定方法については、「(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項 (14) デリバティブ取引の時価の算定方法」に記載のとおりです。

## 2. トレーディングに係るもの以外

取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は次のとおりです。

## 通貨関連

前事業年度(2018年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替先渡			
	資産	262	0	0
	負債	28,364	3	3
合計		28,626	3	3

(注) 時価の算定方法については、「(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項 (16) デリバティブ取引の時価の算定方法」に記載のとおりです。

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替先渡			
	資産	12,875	24	24
	負債	34,402	54	54
合計		47,277	29	29

(注) 時価の算定方法については、「(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項 (14) デリバティブ取引の時価の算定方法」に記載のとおりです。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

前事業年度(2018年3月31日)

(単位:百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)
繰延税金資産	
金融商品取引責任準備金	3,204
未払費用	1,056
未払配当金	577
未払事業税	210
その他	125
繰延税金資産小計	5,174
評価性引当額	-
繰延税金資産合計	5,174
繰延税金負債	
未収配当金	1,842
繰延税金負債合計	1,842
繰延税金資産の純額	3,332

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産	
金融商品取引責任準備金	3,201
未払費用	1,120
未払配当金	1,515
未払事業税	581
その他	164
繰延税金資産小計	6,582
評価性引当額	-
繰延税金資産合計	6,582
繰延税金負債	
未収配当金	2,060
繰延税金負債合計	2,060
繰延税金資産の純額	4,521

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因になった主な項目

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.86%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.08%	1.72%
所得拡大促進税制	0.85%	-%
その他	0.11%	0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.98%	32.44%

## (収益認識関係)

## 主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

・委託手数料	委託手数料は取引別の顧客との契約に基づき、取引の実行に対して顧客から受け取る対価です。当該収益は主に、株式取引や先物・オプションの取次ぎなどから生じる手数料です。委託手数料は金融商品取引所における約定日に認識されます。
・引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料 ・募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料および募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、株式債券引受業務及び株式債券募集業務に関する収益を含み、顧客が当該サービスから生じる資産に対する支配を獲得し、当該収益に著しい減額が発生しない場合に、一般的に条件決定日において認識されます。これらの収益に関連する費用は繰延べ、関連する収益が計上される時点において認識されます。

(注) 上記の顧客との契約に基づく債権は、履行義務を充足し、当社が請求する権利を取得した時に貸借対照表上、未収入金または未収収益勘定に計上されます。契約期間が一年以内の契約については、契約獲得の増分コストは発生時の費用として計上されます。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、「法人・機関投資家向け証券業務」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. サービスごとの情報

当社は、法人・機関投資家向け証券業務という単一のサービスを行っているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 純営業収益

(単位: 百万円)

日本	米国	その他	合計
17,273	68,272	3,038	88,584

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しているものです。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 百万円)

顧客の名称又は氏名	純営業収益
モルガン・スタンレー	74,255

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. サービスごとの情報

当社は、法人・機関投資家向け証券業務という単一のサービスを行っているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 純営業収益

(単位: 百万円)

日本	米国	英国	その他	合計
13,335	60,394	16,682	700	91,113

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しているものです。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 百万円)

顧客の名称又は氏名	純営業収益
モルガン・スタンレー	63,761
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	16,605

(注) 上記のほか純営業収益の10%以上を占める顧客がありますが、守秘義務を負っているため、顧客の名称、純営業収益の金額は開示しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】  
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】  
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】  
該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

当社は、モルガン・スタンレーの主要な事業会社の一つであり、幅広い金融および証券業務を提供しています。当社とモルガン・スタンレーおよびその他のモルガン・スタンレー・グループ会社とは重要な相互関係にあり、当社に対するまたは当社による資金、資本、サービスおよび後方支援の提供等が行われるとともに、従業員を含む事業上または経営上のプラットフォームまたはシステムの共通化または共有が図られております。従って、当社の業務は、関連当事者との重大な取引を含んでおり、必ずしも非関連当事者取引として行った場合の財政状態もしくは経営成績を示唆しない可能性があります。

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等  
前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	モルガン・スタンレー	米国 ニューヨーク州	8,540 (百万米ドル)	持株会社	被所有 間接 51%	資金貸借取引 移転価格取引 等	事業資金の借入	- (注1)	関係会社 短期借入金	350 (注2)
								- (注1)	関係会社 長期借入金	315,513 (注2)
								- (注1)	一年内返済予定の 関係会社 長期借入金	60,000 (注3)
								- (注1)	関係会社 長期借入金	30,000 (注3)
								- (注1)	現先取引 借入金	815,411 (注5)
								75,268	未収収益 (移転価格 手数料)	9,597
親会社	モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	1 (百万円)	持株会社	被所有 直接 51%	役員の兼任等	配当の支払 (注7)	5,069	-	-
その他の関係会社	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区	755 (億円)	持株会社	被所有 間接 49%	役員の兼任等	配当の支払 (注7)	7,604	-	-

(注) 1 反復継続的な取引であるために期末時点の金額のみを記載しております。

2 当該借入の取引条件は、モルガン・スタンレー・グループ内の財務部が、当社が市場で資金を調達する場合の金利条件を合理的に見積り、決定しております。

3 当該借入には劣後特約が付されております。取引条件は、モルガン・スタンレー・グループ内の財務部が、資金の借入時や借入条件の変更時における入手可能な市場情報に基づき、決定しております。

4 取引条件は市場の取引実勢に基づいて決定しております。

5 反復継続的な取引であるために条件付売買されている有価証券に係る担保金の期末時点の金額を記載しております。

6 移転価格手数料は、国外関連取引における受取手数料で、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い独立企業間価格として算定されております。

7 MMパートナーシップを通じた取引ですが、実質的な取引当事者を記載しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	モルガン・スタンレー	米国 ニューヨーク州	8,540 (百万米ドル)	持株会社	被所有 間接 51%	資金貸借取引 移転価格取引 等	事業資金の 借入	- (注1)	関係会社 短期借入金	187,002 (注2)
								- (注1)	一年内返済予定の 関係会社 長期借入金	30,000 (注3)
								- (注1)	関係会社 長期借入金	60,000 (注3)
								- (注1)	現先取引 借入金	1,174,031 (注5)
								63,336	未収収益	1,106
親会社	モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	1 (百万円)	持株会社	被所有 直接 51%	役員の兼任等	配当の支払 (注7)	6,828	-	-
その他の関係会社	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区	755 (億円)	持株会社	被所有 間接 49%	役員の兼任等	配当の支払 (注7)	10,242	-	-

(注) 1 反復継続的な取引であるために期末時点の金額のみを記載しております。

2 当該借入の取引条件は、モルガン・スタンレーグループ内の財務部が、当社が市場で資金を調達する場合の金利条件を合理的に見積り、決定しております。

3 当該借入には劣後特約が付されております。取引条件は、モルガン・スタンレーグループ内の財務部が、資金の借入時や借入条件の変更時における入手可能な市場情報に基づき、決定しております。

4 取引条件は市場の取引実勢に基づいて決定しております。

5 反復継続的な取引であるために条件付売買されている有価証券に係る担保金の期末時点の金額を記載しております。

6 移転価格手数料は、国外関連取引における受取手数料で、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い独立企業間価格として算定されております。

7 MMパートナーシップを通じた取引ですが、実質的な取引当事者を記載しております。

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社

該当事項はありません。

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	米国 デラウェア州	7,124 (百万米ドル)	金融商品取引業	なし	資金貸借取引 有価証券取引等	有価証券の貸付 (注1)	- (注3)	有価証券貸借取引受入金	204,258
							有価証券の借入 (注1)	- (注3)	借入有価証券担保金	129,405
							現先取引 (注1)	- (注3)	現先取引借入金	592,422 (注2)
							現物有価証券の購入 (注1)	2,785,688	-	-
							現物有価証券の売却 (注1)	5,059,766		
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	英国 ロンドン	12,464 (百万米ドル)	金融商品取引業	なし	資金貸借取引 有価証券取引等	有価証券の貸付 (注1)	- (注3)	有価証券貸借取引受入金	353,650
							有価証券の借入 (注1)	- (注3)	借入有価証券担保金	314,994
							現先取引 (注1)	- (注3)	現先取引借入金	1,094,044 (注2)
								- (注3)	現先取引貸付金	310,697 (注2)
							現物有価証券の購入 (注1)	5,001,059	-	-
							現物有価証券の売却 (注1)	7,374,654		
							デリバティブ取引 (注1)	- (注3)	デリバティブ取引（資産）	88,880
- (注3)	デリバティブ取引（負債）	16,784								
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・キャピタル・サービス・エルエルシー	米国 デラウェア州	6,350 (百万米ドル)	デリバティブの取引	なし	資金貸借取引 デリバティブ取引等	現先取引 (注1)	- (注3)	現先取引借入金	122,140 (注2)
							デリバティブ取引 (注1)	- (注3)	デリバティブ取引（資産）	82,430
								- (注3)	デリバティブ取引（負債）	59,967
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・グループ株式会社	東京都千代田区	10 (百万円)	サービス業	なし	従業員の出向サポートサービスの受入等	出向者負担金 (注4)	22,717	未払費用	3,878

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・サービーズ・グループ・インコーポレーテッド	米国 デラウェア州	1,417 (百万米ドル)	サービス業	なし	費用の立替	立替費用	20,224	未払費用	1,705
その他の関係会社の子会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区	405 (億円)	金融商品取引業	なし	資金貸借取引 役員の兼任等	有価証券の貸付 (注1)	- (注3)	有価証券貸借取引受入金	100,000
							現物有価証券の売却 (注1)	339,673	-	-
							デリバティブ取引 (注1)	- (注3)	デリバティブ取引(資産)	19,535

(注) 1 取引条件は市場の取引実勢に基づいて決定しております。

2 反復継続的な取引であるために条件付売買されている有価証券に係る担保金の期末時点の金額を記載しております。

3 反復継続的な取引であるために期末時点の金額のみを記載しております。

4 モルガン・スタンレー・グループ株式会社で発生した出向社員に係る費用を負担しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	米国 デラウェア州	8,418 (百万米ドル)	金融商品取引業	なし	資金貸借取引 有価証券取引等	有価証券の貸付 (注1)	- (注3)	有価証券貸借取引受入金	146,092
							有価証券の借入 (注1)	- (注3)	借入有価証券担保金	129,758
							現先取引 (注1)	- (注3)	現先取引借入金	423,889 (注2)
							現物有価証券の購入 (注1)	2,134,373	-	-
							現物有価証券の売却 (注1)	9,199,871	-	-
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	英国 ロンドン	15,964 (百万米ドル)	金融商品取引業	なし	資金貸借取引 有価証券取引等	有価証券の貸付 (注1)	- (注3)	有価証券貸借取引受入金	419,230
							有価証券の借入 (注1)	- (注3)	借入有価証券担保金	276,837
							現先取引 (注1)	- (注3)	現先取引借入金	1,461,507 (注2)
								- (注3)	現先取引貸付金	454,902 (注2)
							現物有価証券の購入 (注1)	2,039,312	-	-
							現物有価証券の売却 (注1)	3,299,744	-	-
							デリバティブ取引 (注1)	- (注3)	デリバティブ取引(資産)	40,563
- (注3)	デリバティブ取引(負債)	25,846								
その他の受入手数料 (移転価格手数料) (注4)	12,152	未収収益	5,423							
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・キャピタル・サービス・エルエルシー	米国 デラウェア州	6,097 (百万米ドル)	デリバティブの取引	なし	資金貸借取引 デリバティブ取引等	現先取引 (注1)	- (注3)	現先取引借入金	151,443 (注2)
							デリバティブ取引 (注1)	- (注3)	デリバティブ取引(資産)	82,756
								- (注3)	デリバティブ取引(負債)	42,872

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・グループ株式会社	東京都千代田区	10 (百万円)	サービス業	なし	従業員の出向サポートサービスの受入等	出向者負担金 (注5)	19,332	未払費用	1,249
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・サービス・グループ・インコーポレーテッド	米国デラウェア州	17 (百万米ドル)	サービス業	なし	グループ会社間での費用配賦	グループ会社間における配賦費用	16,808	未払費用	2,134
親会社の子会社	モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド	香港中環	29 (百万米ドル)	金融商品取引業	なし	資金貸借取引	現先取引 (注1)	- (注3)	現先取引借入金	104,937 (注2)
その他の関係会社の子会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区	405 (億円)	金融商品取引業	なし	資金貸借取引 役員の兼任等	有価証券の貸付 (注1)	- (注3)	有価証券貸借取引受入金	100,000
							デリバティブ取引 (注1)	- (注3)	デリバティブ取引(資産)	19,037
							デリバティブ取引 (注1)	- (注3)	デリバティブ取引(負債)	4,746

(注) 1 取引条件は市場の取引実勢に基づいて決定しております。

2 反復継続的な取引であるために条件付売買されている有価証券に係る担保金の期末時点の金額を記載しております。

3 反復継続的な取引であるために期末時点の金額のみを記載しております。

4 移転価格手数料は、国外関連取引における受取手数料で、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い独立企業間価格として算定されております。

5 モルガン・スタンレー・グループ株式会社で発生した出向社員に係る費用を負担しております。

## 2. 親会社に関する情報

会社名	上場取引所
モルガン・スタンレー	ニューヨーク証券取引所等
モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングズ・インコーポレーテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・アジア・ホールディングズ・リミテッド	該当なし
MSJLホールディングズ・リミテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	該当なし

## ( 1 株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額		
種類株式W	1,959,935円17銭	2,007,631円21銭
種類株式X	1,959,935円17銭	2,007,631円21銭
種類株式Y	1,959,935円17銭	2,007,631円21銭
1株当たり当期純利益		
種類株式W	222,301円08銭	240,578円52銭
種類株式X	222,301円08銭	240,578円52銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 算定上の基礎は次のとおりです。

## (1) 1株当たり純資産額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	173,591	177,815
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	173,591	177,815
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	88,570	88,570
種類株式W	88,470	88,470
種類株式X	49	49
種類株式Y	51	51

## (2) 1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益(百万円)	19,677	21,295
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	19,677	21,295
普通株式の期中平均株式数(株)	88,519	88,519
種類株式W	88,470	88,470
種類株式X	49	49

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有価証券等明細表】

当事業年度期首および当事業年度末における営業投資有価証券および投資有価証券の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における資産の総額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
器具備品	111	1	-	112	-	-	112
有形固定資産計	111	1	-	112	-	-	112
合計	111	1	-	112	-	-	112

## 【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
普通社債(ユーロ円債) (注)	2016年5月~ 2019年3月	83,025	106,675	0.06~2.775	無担保	2026年8月~ 2047年3月
合計		83,025	106,675			

(注) 社債に組み込まれたデリバティブは区分処理され、他のデリバティブと同様のリスク管理下にあります。

決算日後5年以内の償還予定額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
-	-	-	-	-

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%) (注1)	返済期限
短期借入金	9,000	-	-	-
関係会社短期借入金	350	187,002	0.85	-
一年内返済予定の長期借入金	5,000	-	-	-
一年内返済予定の関係会社長期借入金(注2)	60,000	30,000	0.03	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	104,700	134,300	0.58	(注3)参照
関係会社長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)(注2)	345,513	60,000	0.66	(注3)参照
計	524,564	411,302		

(注)1 平均利率は当期末残高に対する加重平均利率です。

2 劣後特約付借入金を含んでおります。

3 長期借入金(一年内返済予定のものを除く)の決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	-	-	6,500	-
関係会社長期借入金	60,000	-	-	-
計	60,000	-	6,500	-

## 【引当金明細表】

(単位:百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
出向者費用引当金(長期)	2	1	2	(注1)1	-
金融商品取引責任準備金	10,454	-	-	-	10,454
商品先物取引責任準備金	10	-	-	(注2)10	-

(注)1 主に外貨換算による影響額です。

2 商品先物取引事故による損失に備えるために、商品先物取引法第221条の規定に基づき商品先物取引法施行規則第111条に定める額を計上していましたが、積立の義務が無くなったため当期中に全額取り崩しました。

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

2019年3月31日現在における主な資産および負債の内容は次のとおりです。

## 資産の部

## 現金・預金

種類	金額(百万円)
現金	
預金	
当座預金	205,917
その他	810
合計	206,727

## トレーディング商品

## 商品有価証券等(売買目的有価証券)

種類	金額(百万円)
株式・ワラント	491,155
債券	805,674
受益証券	5,640
その他	1
合計	1,302,471

## デリバティブ取引

種類	金額(百万円)
市場取引	744
オプション取引	59
先物取引	685
市場取引以外の取引	294,928
オプション取引	35,184
先渡取引	
為替先渡取引	71,427
スワップ取引	600,308
デリバティブ取引相殺額(注)	411,991
合計	295,672

(注) 法的に有効なマスターネットティング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引については、当事業年度末の貸借対照表上相殺して表示しております。

## 有価証券担保貸付金

種類	金額(百万円)
借入有価証券担保金	
株式	628,036
内国債券	5,460,711
外国債券	373,701
計	6,462,449
現先取引貸付金	
内国債券	649,746
計	649,746
合計	7,112,195

## 負債の部

## トレーディング商品

## 商品有価証券等(売買目的有価証券)

種類	金額(百万円)
株式・ワラント	596,055
債券	680,419
受益証券	77
合計	1,276,552

## デリバティブ取引

種類	金額(百万円)
市場取引	764
オプション取引	14
先物取引	750
市場取引以外の取引	215,607
オプション取引	33,633
先渡取引	
為替先渡取引	71,427
スワップ取引	522,538
デリバティブ取引相殺額(注)	411,991
合計	216,371

(注) 法的に有効なマスターネットティング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引については、当事業年度末の貸借対照表上相殺して表示しております。

## 有価証券担保借入金

種類	金額(百万円)
有価証券貸借取引受入金	
株式	417,952
内国債券	2,770,235
計	3,188,188
現先取引借入金	
内国債券	3,081,756
外国債券	373,701
計	3,455,457
合計	6,643,645

## (3)【その他】

## 当該事業年度における四半期情報等

累計期間	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益(百万円)	31,566	60,304	90,847	120,617
純営業収益(百万円)	24,214	45,238	67,207	91,113
税引前四半期(当期)純利益(百万円)	7,713	14,010	22,533	31,522
四半期(当期)純利益(百万円)	5,292	9,551	15,368	21,295
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	59,791.64	107,899.91	173,612.64	240,578.52

会計期間	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	59,791.64	48,108.26	65,712.73	132,678.60

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	当社は株券を発行していません。
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え	
取扱場所	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	-
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	日刊工業新聞
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株式の譲渡または譲渡による取得については、取締役会の承認を受けることを要します。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場企業でないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第13期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） 2018年6月29日 関東財務局長に提出

#### (2) 四半期報告書及び確認書

第14期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日） 2018年8月10日 関東財務局長に提出

第14期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日） 2018年11月14日 関東財務局長に提出

第14期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日） 2019年2月14日 関東財務局長に提出

#### (3) 臨時報告書

2019年3月19日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書です。

**第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月26日

モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	正田 誠	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 大樹	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。